

第百五十四回国会
衆議院
環境委員会
議 録 第 五 号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 大石 正光君

理事 熊谷 市雄君 理事 西野あきら君

理事 柳本 卓治君 理事 山本 公一君

理事 奥田 建君 理事 牧 義夫君

理事 西 博義君 理事 樋高 剛君

小淵 優子君 奥谷 通君

亀井 久興君 木村 隆秀君

小泉 龍司君 小林 興起君

田中眞紀子君 西川 公也君

菱田 嘉明君 三ッ林隆志君

山本 有二君 小林 守君

五島 正規君 近藤 昭一君

中山 義活君 田端 正広君

武山百合子君 藤木 洋子君

金子 哲夫君 原 陽子君

環境大臣 大木 浩君

環境副大臣 山下 栄一君

環境大臣政務官 奥谷 通君

政府参考人 (防衛施設庁施設部長) 大古 和雄君

政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君

政府参考人 (厚生労働省労働基準局安 播 彰君

全衛生部長) 山本 晶三君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議 山本 晶三君

官) 竹蔵 誠君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議 官) 誠君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議 榎本 晶夫君

官) 榎本 晶夫君

政府参考人 (環境省環境管理局長) 西尾 哲茂君

政府参考人 (環境省環境管理局水環境 石原 一郎君

部長) 部長) 鮎田 賢一君

環境委員会専門員 鮎田 賢一君

委員の異動 三月二十九日

辞任 補欠選任

同日 鮎島 宗明君 中山 義活君

辞任 補欠選任

同日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

本日 中山 義活君 鮎島 宗明君

第一類第十一号 環境委員会議録第五号 平成十四年三月二十九日

○大石委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西野あきら君。

○西野委員 自由民主党の西野あきらでございます。

本委員会では、土壌汚染対策にかかわります法律でございますが、その内容について幾つかお尋ねをいたします前に、今、環境省を中心とする我が国の大きな課題があります。それは地球温暖化の防止の問題であるだろうというふうに思っています。

私はいろいろな機会に申し上げておるんですが、この地球温暖化防止という問題は、日米間の問題で非常に危惧する問題があるんですが、例えば日本の平和を守る安全保障の問題とか、あるいは経済活動をします輸出入の問題等々につきましましては、米国を除いてはなかなか論じることができないというふうなふうに思っています。日米間の非常に深いかわりがあるというふうに思っています。ところが、この環境、地球温暖化防止という問題は、確かに米国は多くのCO₂の排出国でもありますだけに、無視することはできないけれども、我が国が主體的に国際社会の中でこの温暖化防止のためにやらなければならないということは、米国のいわば、言い方をかえれば、様子を眺めて、顔色を見て取り組む必要はない、このように私は思うわけであります。

先進国として我が国の環境問題に取り組む姿勢というものを、ひとつ大臣、以前長官の折に、京都議定書にみずから議長立場としてお務めいただいた経緯もございます。どうぞひとつ前向きにこの温暖化の推進に対する法律の一部改正案が近々俎上にのつてくるように、そういう動きがあるということも仄聞いたしまして、ある意味では大変心強くも思っておりますが、ひとつ積極的に取り組むをいただきますことを冒頭に私の方からお願ひ申し上げておきたいと思っております。

土壌汚染に関する法律案でございますが、これらの関連する法律というのは、過ぐる一九七〇年に農用地の汚染防止対策法というものができまして、以来、一般的に土壌全般に関する対策法としては、文字どおり、それからいたしますと三十二年を経過しているわけで、三十二年ぶりに初めて土壌の本格的な対策に取り組もう、こういうことであるというふうに思っております。

大臣からも所信のときにお話をされておりました。近年、とみに工場等が用途変更等々を行うことが多々ございまして、それに伴ういわば汚染事例というものが非常に顕在化をきておる、こういうこととあります。それだけに、人の健康、いわば生命にかかわる影響があるわけでございしますから、そういうおそれ、懸念があるということから、本法は土壌汚染対策のいわば第一歩としての法律であろうというふうに私は思っております。そういう意味では、御提案をいただきまして高く評価をいたしておりますのでございします。

そこで、大臣にまずお尋ねをいたしたいと思っておりますが、この土壌汚染問題というのは、大きく分けまして、過去に起こった汚染、それから現在恐らく進行しておるであろう現在の汚染、それから将来にわたってあるいは汚染があるだろう、そういうものに対する予防という、過去、現在、未来といえますか、そういう汚染状況に大きく分けることができると思うんでございしますね。その中で、最後の、先々、将来に起こるであろう、あるいは起こるかもしれない汚染予防、言いかえたら汚染の未然防止という点については、水質汚濁防止法やあるいは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などが既にありまして、それによつ

ていねい汚染予防については既にそれらの法律で私はカバーをもうされておるというふうな思ふんであります。そうであるのかどうかという点につきまして、何かメディア等では、汚染の未然防止というものが今回のこの法律に項目としては載っていない、だから、そういう未然防止の問題が、予防措置が載っていないということは法律としていえない、思ひますけれども、その点につきまして、大丈夫であるのか、大臣にまずお尋ねしたいと思ひます。

○大木国務大臣 まず、土壌汚染の問題についてお答えする前に、最初にお話ございました、日米関係はいろいろの大事だ、そして今問題になっております地球温暖化防止の京都議定書あるいは関連法案のお話によつとお触れいただきましたので、御報告として申し上げますが、本日閣議におきまして、例の京都議定書、条約としての京都議定書及び関連国内法案の国会提出を決定させていただきましたので、これはいづれ院の方へ出てくると思ひますので、ひとつよろしくまた御審議をいただきたいと思ひます。

さて、土壌汚染の方に戻りまして、今西野委員からお話ございましたように、土壌というのは、例えば空気とか水と違ひまして、地面の下に大体存在しているものですから、急に危険な状態、汚染状態が起るというよりは、むしろ空気とか水とかということがだんだんに土壌の方に浸透と申しますか入りまして、そうして汚染状態が生ずるということが多いと思ふですね。ですから、それを予防といひましても、むしろ今の化学物質がどういふふうに入つていくとか、あるいは水がどういふふうに入つていくとか、あるいは水がどういふふうに入つていくとか、なかなか捕捉しにくいわけでありまして、今お話もございましたように、水質汚濁防止法あるいは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律といったようなもので、まずその一歩手前というか、土が汚染される前のものである程度捕

捉するといひますか、それはとめるといふことは一応体制ができておると思ふんですね。もちろん、これからまたひとつその辺の相關関係もよく調べなければいけませんけれども、現在は一応そういう既存の法律によつて防止といふものが、未然に大防がされておるということであると思ひますので、今のところは未然に防止ということについての条文といふものは今回の法律では定めていない、こういう形になっております。

○西野委員 既に未然防止の問題については既存の法律である程度カバーをされている、こういうことに私も理解をさせていたいただきます。

ところで、汚染された土壌を浄化する者といふのは、汚染原因者あるいは土地所有者であるといふふうな思ひますが、浄化するとき、実は相当の費用がかかるとおるわけなんです。これは、ちよつとその例を挙げてみたいと思ひますが、私のおります大阪・豊中では、野村不動産がマンション用地として土地を取得したんです。取得したのは、約十億円で購入をしたわけですね。ところが、汚染土壌だということと除去作業をやつたんです。その費用だけで実は四十億円かかつてゐるわけでございます。土地代より四倍のものがかかつてゐる。

さらに、また大阪で恐縮ですが、大阪・北區中之島の国立国際美術館建設地があるんですが、これは、元大阪大学理学部の跡地であつたわけですね。平成十一年に環境基準の最高約四百四十倍あります水銀が検出されました。この土地は、大阪府が阪大から購入いたしました。そして近畿整備局が借り受けたことになってゐます。そこで、そういう汚染物質があるものから、土砂の運び出し等に、今度は国土交通省がその費用だけで六億三千万も費やしておる、こういうことなんです。

この二つの事例を見ましても、この土壌汚染対策は、人体の健康を守るんだという非常に大きな大義があるわけですね。これは大事なことです。一方、

その大義をなすために、今申し上げた二つの事例からもおわかりのように、いわば土地所有者あるいは一般的な経済活動に非常に大なる負担を強いことになつてゐるんですね。実質はそういうことなんです。ですから、そういうことがむしろ経済活動に足かせをするといひますか、足を引っ張るといひますか、経済活動への大きな影響がやはり避けられないのかという心配を私は大々するわけでございますが、このあたり、どのように大臣はお考えでございますか。

○大木国務大臣 土地というのは、日本におきましては非常に経済価値も高いし、それから、今おつちやいましたように、もし仮にその汚染状態がわかつたということ、何かそれを取り除くとか、あるいは調査するということだけでも相当な費用がかかるわけでございます。

ですから、その辺のところは、今回の法案の直接の目的は、今先生もおつちやつたように、まさに国民の健康をきちつと守ることです。それから、その一点にまず集中して、健康被害が生ずるような状況といふときには、その原因をつくつた人が一番第一義的に、あるいはたまたまそのときに土地を所有していた人、その人に必要な調査に参画してもらつたといふようなことが出てくるわけですが、確かに非常にコストがかかりますね、これは。調査自体も、これはきちつと正確な調査をしつとすることになれば相当コストがかかりますし、その結果として処置をすることになればさらにお金がかかるということですから、そのところはやはり、今申し上げました、とりあえず、国民の健康に非常に影響のあるような事態が生じておる蓋然性が高いといふ事態のところ調査が始まる、こういう形にいたしませんと、それは、日本じゅうであちこちの土地を掘り返してだとか、調査を全部するといふことはなかなか現実の問題として難しいと思ひますので、あくまでこれはやはり健康といふことと結び合わせて、どこまでの調査をするか、処置をするかということになると

ただ、非常にあちこちでそういう問題が、危険な土地といふのが出てきた場合にはきちつと調査をするよといふことが、今度の法律でもそれが目的になつておりますから、危険な土地についてはきちつと調査をする、あるいは処置をするといふことが一つの一般的な行為として、あるいは国において、あるいは地方公共団体において行つたことになれば、それはまた、きちつと調査した土地だ、あるいは問題があつたときにはきちつと調査するんだということによりまして、土地の安全性といふものが一般的に、国としても地方でもきちつとそれは見ておるということになれば、やはり土地の安全性といふものについての国民の信頼性は増すんではないかといふことで、それはむしろそういう経済活動にもいい影響もあるんじゃないかといふことを考えております。

いづれにいたしましても、非常にかかるということについては、十分にやはり法律の目的と費用とのバランスといふことを考えながら進めなければならぬと思ひます。

○西野委員 とらで、本法の第三条の有害物質使用特定施設として、既に全国で二万七千カ所ぐらいあるだろう。これらの問題が、用途変更とかあるいは工場廃止をやりますときには、当然調査をさせるわけですね。調査をした結果は都道府県に報告がなされるわけでございます。

次に、法の第四条では、今話もありましたとおり、健康被害が生ずるおそれがある土地と認めるときは、政令で定める基準によつて云々、こうなつておるわけでございます。具体的に、どういふ判断基準の場合は調査の対象となるのか。

例えば、環境省が、平成十二年に都道府県及び政令指定都市を対象にしまして住民からの苦情による調査を行つたんですね。そうしますと、すべてで四十六件あつて、その中で環境基準をオーバーしたものが、これが十八件だつた。半分以下なんです。これは住民の苦情による調査なんですけれども、

ですから、この判断基準といふのは、健康被害

を生ずるおそれがあると認めるといのはなかなか、言葉ではそうなんです、この判断基準は非常に難しいと思うんですが、この辺についてどういう基準になっているんですか。

○西尾政府参考人 法案の四条のお尋ねでございますが、この法案四条におきましては、汚染の可能性が高く、また汚染があるとすれば健康被害のおそれがある土地が調査対象ということになります。

具体的には、周辺で地下水の汚染が発見された土地につきまして、周辺でそういう地下水が飲用等に利用されているような場合が一つ考えられますし、それから、特定有害物質が使用されていたというようなことが明らかで、しかもそこへ一般住民が通常立ち入るような用途に供されるようになるということで、具体的に健康上のリスクが生じるような場合を客観的に考えてこの調査命令をしていく必要がございますので、今挙げましたようなことにつきましてさらに精査の上、政令で基準として定め、適切な調査命令が実施されるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○西野委員 政令でということでございますので、そこをしっかりと決めていただきたいと思っております。

ところで、最近世の中、非常に嫌な一面があるわけがございます。いわゆる垂れ込みというんですか、内部告発というんですかね、こういう点でいろいろな事案が暴露されているんです。外務省では、何年か前に起こった国会議員の関与の問題が、今ごろになってメモで外務省の内部から出されて、国会でいろいろ問題が起った。そうかと思えますと、これまた大阪で申しわけないんですが、雪印食品は、肉の生産地のラベルが何かわかりませんが、だまして、偽って別の生産地のものを張った。非常に情けない話であります。

事この土壌汚染ということになりますと、例えば、これも大阪でございますが、今大阪で一番活気がいますか、大阪で元氣のあるのはユニバー

サル・スタジオ・ジャパンだけでございまして、実はこの用地から重金属が検出されたんです。この土地は、元住友金属工業の産業廃棄物の処分場だったんです。昭和六十一年に大阪市環境事業局が立入調査を行ったときに、泥状のものが発見されたんですね。そこで、産業廃棄物にその除去を委託したわけです。ところが、平成九年になりました、産業廃棄物が、どうも住友金属と何らかの同意があつたんだらうと思いますが、完全に処理を行っていないことが、その処理を請け負った委託業者の内部から告発があつたのでございますね。

こんなことで、本当にこの内部告発というのは嫌なことだと私は思っているんでございまして、もう一つ例を挙げて申しわけないんですが、東芝の愛知の名古屋工場、平成九年に、地下水から環境基準の八百倍のトリクロロエチレンが検出された。これは何と、当時の環境庁にその会社の方から内部告発的な電子メールが届いたんでございまして、それによって環境庁は、これはえらいこつちやということ、恐らく調査をしたんだらう。それによって汚染の状況が判明をした。残念なことで、こういうケースがあるわけなんです。

そこで、私は思うんですが、こういう今申し上げた例が、問題が起くるのは、今まで土壌汚染についてのいわゆる一つの法律がなくて、企業側も土地所有者側も、判断基準というのはどうしたらいいのかわからなかった。ですから、汚染的なものがあるんだけれども、これは公表したらいけないのか、それとも社内で対応したらいけないのかと迷っているうちにメディアに見つかるといいますか漏れて、騒がれて、先ほど申し上げたような問題が起こってくる。ですから、そのことによって特に企業側に非常にダメージを受けるケースが非常に多いですね。

ですから、そういう意味では、今回これを、法律で明確になつて、政省令でびしと決めていただきますと、むしろ企業側にとっては、汚染の除

去等々についてどうしたらいいのかということがある程度判断がつくわけですね。そういう意味でプラスになる法案だというふうに私は考えておるんでございますが、環境省としてはどのようなように考えてございますか。

○西尾政府参考人 これまでは、土壌汚染対策のルールがないということでございまして、御指摘のような内部告発のようなことも含め、さまざまな契機で土壌汚染が判明いたしました。住民の方々が大変心配されるというようなことで問題化をしてきたわけでございまして。

この法案では、健康へのリスクの高い一定の機会をとらえて確実に調査を行わせる、調査の結果、汚染が判明すれば、対策等をきちんとやらせるということになっておりまして、こういったルールづくりによりまして、一つには対策が適切に実施される、半面では土壌汚染をめぐるトラブルが減少する、そういう効果があらわれるのではないかと考えております。

○西野委員 それで、この土壌汚染が判明いたしましたも、その汚染原因者がこれだ、この人だということ特定することが非常に難しいといいますが、困難な場合がありますね。

ちよつと例を挙げてみたいと思ひます。これは東京でございますけれども、東京都北区神谷町にありますが持田製薬事業所の跡地を大京という会社が購入いたしまして、そして大京はマンションを建設することになったんです。

ところが、大京がその土地を調査いたしましたら、何と基準値の三万倍ものトリクロロエチレンが検出された。そこで、大京がびつくりして、こんなところにマンションを建てられへんということ、その契約を白紙に戻して持田製薬に返してしまつたわけです。

そこで、持田製薬は改めて調査したわけなんです。ところが今度は、持田製薬が調査をしましたら、どうも隣の三井金属の方から、関東というのは関東ロータリーがあるそうでございまして、汚染物質が三井さんの方から持田さんの方に土地の中か

らしみ出てきているんじゃないか、そう判断をしまして、今度は持田製薬が三井金属側に、平成十三年の八月、調査をしてくださいと申し入れをしたんです。それからもう半年たつていましてございまして、三井さんの方から何の返事もありません。

要するに、汚染原因者がわかつていようであるけれども、特定がまだされていないんでございまして、ですから、この汚染者の特定ということにつきましてはどうですか、自信ございますか。

○西尾政府参考人 本法におきまして汚染原因者の特定をしていくというのは、これは本法の効果的な実施について非常に重要な事項である、こう思っております。

具体的には、都道府県知事がこの特定をしていくということになるわけですが、これはやはりやつていくことはこつこつとやらなきゃいけません。過去の土地所有者等の関係者からいろいろ聞き取りもしなければいけませんし、土地の履歴調査などもやらなければいけませんし、それから、都道府県知事でかなり情報を持つておるといいますれば、水質汚濁防止法の届け出といったような、そういう環境上のデータを持つております。そういうものを駆使いたしまして汚染原因者を判断し、適切に汚染の除去等の措置を命ずるということにしておりますので、そのように実施されるように期しておりますのでございまして、そういう実施に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○西野委員 ぜひひとつ、特定ができるようにこれは努力すべきだというふうに思っています。

ところで、汚染物質を調査する場合に、その方法として、いわば簡易な方法で調査をする。そうしますと、意外と汚染の実態を見逃してしまふケースがあるんじゃないのか。逆に、厳しく精度の高い方法で調査をするということになりますと、先ほど言いましたとおり、非常に経費がかかつてしまふんでございましてね。

ございますが、先ほどの大阪の豊中の野村不動産のマンションの件でございます。

平成十年十二月に、野村不動産が九階建てで八十四戸のマンション工事に着手をしたんですね。くい打ちをしている段階で、どうも変なにおいがしてきたんです。異臭がしてきた。それ以外に、地中からコンクリートの破片や泥状、泥ですね、そういうものが発見された。産業廃棄物、そういうものが発見された。

そこで、平成十一年の二月、土壌調査をやったんです。何と発がん物質のベンゼンが基準の二百六十倍検出されたんですね。さらにPCBまで出てきた、こういうんですね。しかし、これらの有害物質は地下三メートル以下のところで発見をされておるんで、深いところだから人体には影響がないだろう、こう判断をして、実は工事を続行したんです。

ところが、平成十一年七月に、これはおかしいというんで、改めて調査をしたんですね。そうしますと、今度は、水、地下水から基準値を超えるベンゼン、ジクロロエタン等が検出をされたんですね。ですから、野村不動産、二回目の調査をしたときには、既にもう工事は建物の八階まで上がっていった。ところが、これはぐあいが悪いというところで、八階まで上がっていた工事をストップして解体してしまっただけです。つぶさざるを得なくなりました。

ですから、もともとがこういう土地は産廃の捨て場であつたものでありまして、現在のところはアスファルトで封じ込めをしておるんですが、問題は、現在の所有者ともの排出者と思われの人が、これは個人なんでございますが、争っているんですよ、裁判をやっているんですよ。

ですから、こういうふうなことで、調査というのは、最初は簡単な調査をした。ところが、どうもおかしい。そこで、二、三年たつて改めて費用をかけて再調査したら大変なものを発見した。しかしそれは、原因は現在の土地所有者じゃなくて昔の所有者であつたというふうなことで、そこで

今係争中である。

ですから、この調査というのは、調査の程度によつて大きく変わってくるわけですね。ですから、調査をどの程度でいいというふうに指導をされるのか、そこがちょっとよくわかりませんので教えてほしいんです。

○西尾政府参考人 今先生御指摘のように、調査を正確にやるということと負担の軽減をすること、これは、これはなかなか難しいジレンマでございます。しかしながら、この法律では、まずは汚染があるかないかということとを迅速に判定していくということが必要でございますので、この調査におきましては、的確な調査を行い得る範囲内でできるだけ簡易な調査方法といたしまして、土地所有者等に過度の負担とならないように配慮したいと思っております。

そういう観点から、今後、試料の採取方法でありますとか測定の方法でありますとかいうようなものを上手に決めることによりまして、可能な限り汚染を見逃すことのないような方法を、専門家の意見も聞きつつ決めてまいりたいというふうに考えております。

○西野委員 ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

ところで、世の中、企業群で大手と中小零細企業の比率というのは、九九％これは中小零細企業なんです。

私の住んでいます東大阪というのは、実は中小企業の町でございます。法人だけでも一万軒を超える中小零細企業が密集しているのでございます。ところが、やはり不安な、不安といいますが、そういう有害物質にどうも汚染しているだろうという事業家も数多くあります。

こういった中小零細企業者が、この厳しい状況でございますので、もしも廃棄物とかあるいは転用するということになりますと、この法に基づいて調査の命令もしくは調査の指示があるんだろうと思ひます。ところが、中小零細業者にはとても、率直に言つて、今この景況感で、そんな調

査をするだけの資力がございませんよ。

中小零細企業者ももしもそういう除去とか浄化をしなきゃならぬということになりましたら、何か手だて、しかるべく助成とか救済の方法は考えておられるのですか。

○西尾政府参考人 事は人の健康被害の防止にかかわる問題でございますので、中小企業に対しては対応をお願いしているわけですが、その対応能力に一定の配慮をしていくということが必要だと思つております。

まずは、一つは、やはりよく理解をしていただいて納得していただく必要がございますので、国や地方公共団体が指導、助言、情報提供をやっていく、あるいは制度をよく周知していくということとは当然でございます。

第二には、その措置の実施に当たりまして、低利融資でございますとか税制上の軽減措置、あるいは関連機材の貸し付けといったような支援措置に努めてまいりたいというふうに考えております。

○西野委員 ところで、台帳の問題をお尋ねしたのでございますけれども、汚染状態が基準値を超えますと、それを指定区域と定められるのですね。これを公示なさるわけですね。それは、指定区域は都道府県が台帳に登録をしましていつでも閲覧ができるようにする、こういうことなんですか。

ところが、都道府県といひましても、県庁は全国四十七の都道府県の一カ所しかないのでございまして、わざわざそこへ行かなくても、土地ということになりますと、法務省の出張所がそれぞれ、まあ村、町まではないでしょうけれども、私の東大阪などだったら三カ所もあるのでございまして、県庁所在地まで行かなくても、法務局の登記簿等は、この法務局の出張所でちゃんとあるわけですね。

それは、その土地の登記簿本にも、言うたら土地汚染の履歴が添付されるといいますか、書き込まれておつたらそれで用を足すのでございまして

れども、そういうふうな、不動産登記簿本に土地の履歴が記載されるような制度、仕組みは、これは難しいのですか。

○西尾政府参考人 この法案におきます指定区域の台帳と不動産登記簿との二つの間では、制度の趣旨とか効果等が異なっておりますので、その両者を一元的に記載するというのはなかなか難しいと考えております。

また、指定区域台帳の閲覧に当たりましては、必要に応じてこういう土壌汚染に対する情報を適切に説明する体制がとられている、そういう積極的な意味合いからも、都道府県がこれを管理していくということは適当であると考えております。

○西野委員 しかし、これが一種の縦割り行政ですな。本来なら一本化したらな便利だと私は思うのでございまして、法務省の所管する、今西尾局長が触れられましたとおり、これは若干我が国の縦割り行政の弊害があるのかなというふうにも思います。

ところで、指定支援法人は基金を設ける、こういうことなんですか。今回のこれは予算関連でございますが、国が既に四分の一、金額にしましたら一億二千五百万ですかを計上されているのでございます。それは基金の一部で、平年であれば五億ぐらいになるのだからと思ひますが、この中で一つは、土地所有者が、例えばマンションに住んでいる人が所有者であつた。五十軒も百軒もあつた。そうすると、マンションは購入することができたけれども、万が一のとき浄化するための負担能力というのは、必ずしも全部があるとは限らない。低い場合もあると思うのです。こういう場合、負担能力の低いというのは、一体どこを指して低いのか。

それからもう一つ、この厳しいときですから、産業界も、国の方で法律を決めておいて、経済界もひとつ基金を応援してくださいよと。どうですかね、これは、はいはい、わかりましたといつて、産業界、そんなに簡単に理解してくれませんか。どうも産業界も、そんな責任は、過去のことは、そ

んな法律もなかったのだから、過去はそれでよかったんだ、これからはあかんだ。過去のことは国ではある程度負担すべきだと思うのでございます。産業界の基金というのは大丈夫でございますか。二点、お願いします。

○西尾政府参考人 基金の助成対象となる負担能力の低い土地所有者というものの考え方でございますが、これは、基本的にはマンションや個人住宅の住民のような方を想定しております。

負担能力の低いという意味は、一方では、ディベロッパーでありますとか大手の賃貸業者、そういう方々にはみずから負担していただきたいと考えておりますので、その両者の間にどう線引きをするかという具体的な基準につきましては、今後具体的に検討したいと思っております。

それから、この基金の造成に当たっては、政府以外の者から任意の拠出金の出捐をお願いしておりますわけでございます。産業界におきましては、一つのルールづくりをしていく意味、こういう土壌汚染対策制度の必要性については随分理解をいただいていると思いますので、それを円滑に実行する上で必要なこの基金の拠出につきましても、よくよく御説明をし、御理解を得て御協力をいただけないかということで、最大限の努力をしてみたいと思っております。

○西野委員 ぜひ協力もしてほしいと思います。が、やや難しい点もあるのかと実は心配をいたしております。

ところで、今日の経済情勢の中で、土地所有という問題について、金融機関等が抵当権を設定した、いよいよその抵当権を実行する羽目になった、そのために一時的に土地所有者となる場合もあるのをごさいますね。その場合、一時的に土地所有者になった金融機関にも、それじゃ、もしも汚染浄化の必要があった場合は責任が発生するのでしょうか。要は、一時的に土地所有者になった人はどうなるのでしょうか。

○西尾政府参考人 この法案の汚染除去等の措置をやる実施主体、義務者には、土地所有者、こ

ういう中には、お金を貸し付けている人とか抵当権者は含まれないということとは明確でございます。

ただ、抵当権の実行により土地所有者となった者は除外できないのかという議論がございますけれども、これは、やはり汚染の除去という観点から、そういう者を一律に除外すべきではないと思っております。

最後に問題になりますのは、先生御指摘のようなことで、金融機関が抵当権を実行して一時的に土地所有者となっているのであるけれども、今後ほかの方に転売していくという場合でございます。

こういう場合は、人の健康の保護という法目的が損なわれない範囲で一定の配慮をする余地があると思っております。具体的には、金融機関等が抵当権を実行して一時的に土地所有者となっている場合には、そのことを確認の上、都道府県知事は、当該金融機関が当該土地を売却した後これを取得した所有者に対して汚染の除去等の措置を命ずることとし、その旨を政省令において規定するということを考えております。

○西野委員 今もちょっと政省令とおっしゃいましたけれども、本法案には実に政省令にゆだねるところが、数えまして三十四カ所あるのでございますよ。

ちよつと例の第三条でいきますと、有害物質使用特定施設については、ちよつと略しまして、都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法によって調査させる、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。一つの条文の中に、前も後ろも真ん中も、環境省令、環境省令と入っているんですよ。わけがわからぬのですよ。

これは、詳細はそこで決められると思うのでございませうけれども、要は、政省令によって、いわば強くなるし弱くなるし、右にも行くし左に

も行くし、赤色にもなれば白色にもなる、極端に言えば変わることができ、これ自体、ちよつと法律として未成熟ではないんでしょうか。ちよつとまだ未定のところもかなりあるんじゃないかと私は心配するのでございませうが、いかがですか。

○西尾政府参考人 本法案におきまして、対策の基本的な考え方については法文に規定しております。

政省令が多いではないかという御指摘でございますが、これは、技術的事項だとか対象物質とかいうようなものを、できるだけその状況に応じて迅速な対応が必要とされるものでございませうので、そういうものに對しまして、しかもまたできるだけ詳細に、よくわかるように規定していくという必要があるために政省令に委任しているところでございます。今後とも機動的に所要の対応ができるようにしたということでございます。法案の趣旨を達するように、適切に定めてまいりたいというふうに考えております。

○西野委員 機動的にひとつ対処できるように、省令等でしっかりとわかりやすく定めていただいて、その基準を決めていただいて、法の実効が上がりまうように期待をするところでございませうが、最後に大臣に本法律の施行に向けての決意のほどをお示しいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○大木国務大臣 まだなかなか、私自身も、個人として考えますと、もう少し詰めることができないかなという感じは持っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、土壌の汚染というのは、いろいろな経過を経てそれから生じる、あるいはだれがそういった汚染の責任者というようなどともなかなか確定しにくいところがあるもので、それから、これは今もなかなか、もつと政省令、きちんと書けないかというようなお話がありますけれども、それはそれとして、今後の研究課題といたしまして、今は、このでき上がりしました法律の中で、できるだけ現実に即した、また国民のニーズに即した行政というものをひとつ進めてま

いりたいと思ひますので、よろしく御申し上げたいと思ひます。

○西野委員 以上で終わります。

○大石委員長 五島正規君。

○五島委員 民主党の五島でございます。

今回、環境省が、これまで水や空気の汚染問題というところについてはやってこられた、土壌の問題については実際上そうした法案がなかったという中で、この土壌の問題にも取り組まなければならないという姿勢については、私は結構なことだというふうに思っておりますが、出されましたこの土壌汚染対策法というものを読ませていただきますと、実は、きのう、環境省の皆さんに質問要綱をお渡ししたんですが、今西野先生のお話を聞いていてびっくりしたんですが、七割から八割ぐらい同じような内容の質問になってしまいました。結局、与野党を超えてこの法案に対して非常に問題とされているところは一緒なんだなという感じを持っています。そういう意味では、大臣のきょうの御答弁を踏まえて、もう一度、繰り返したくなる部分あるかと思ひますが、質問させていただきます。

まず最初に、この法案の中においてやはり問題になってくるのは、国民の健康を守るためにというふうに書かれているわけなんです。過去における汚染、現在汚染が進行しているところ、さらには、このまま続けば将来汚染が進むのではないかと、このまま現状というものを考えた場合に、いかにして土壌の汚染を予防するか、この観点がこの法案の中にはございませう。

先ほど局長からの答弁の中で、水質からの汚染というふうな問題があるからというふうにおっしゃいましたが、これは後ほど御質問する内容とも関係してくるわけですが、例えば、都会等において下水道がほとんど普及しています。そうしますと、地下水の汚染というものがなかなか気づかないという場合はたくさんあります。そして、その地域における地下水がどの程度汚染しているのかというのを、現状、この法案においても、日常的

にチェックするわけではございません。

結果において、予防という観点がこの法案の中には入っていないのではないかとこのように思います。果たして、土壌の汚染について予防という観点がないということについて、そのままでいいとお考えなのか、不十分だけれども、まだ方法が見つからないんだというふうにお考えなのか、大臣、お答えいただけます。

○大木国務大臣 確かに、本法案には、未然防止という言葉としては出てこないわけでありましてけれども、先ほどから再々申し上げておりますとおり、土壌の汚染ということになりますと、今、水との関係もお話ございましたし、そういった汚染されるプロセスというものが、それから現在それに対してだれが責任を持っているんだというようなことなど、いろいろとすぐには確定できないような要素もたくさんあるわけでございますので、とにかく、今はここまでできたところで、現在の法案に基づきまして、法律にしていただければ法律に基づきまして所要の対策は進める、と同時に、そういった対策を進めながら、今後の将来については当然また勉強を進めてまいりたいと思っておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

言葉では未然防止ということはありませんけれども、そういったものは常に意識しながら、今後未然に防止できるような、本当に実際に合理的な範囲内で措置をできるようなものについては、これから考えていかなきゃいけないと思います。が、今のところ法律に書き込むまでの具体性があるようなものがなかなか形としてきちっと浮かび上がってこないということでございますので、今のお話のとおり、今後のことについては当然意識しながら、しかし現在法律に基づいてひとつ最善を尽くしたいと考えておるところでございます。

○五島委員 現在のところ具体的になかなか難しいとおっしゃるわけですが、やはりこのところを、予防ということをどのように、未然防止とい

うことをどういうふうに入れていくか。有害物の取り扱いに対する規制を一段と、環境への配慮を含めた規制を強化するというのも一つの方法でしょう。あるいは、ここで問題になってくるのは、過去に汚染が移植された、そういうふうな土地に對してどうするかという問題等々が出てくるかと思ひます。

しかし、この問題は後ほどまた質問するといったしまして、もう一つこの法案の中でも不明確であるというのは、基本的に環境の汚染に対しては、汚染者負担の原則というものが、いわゆるP P Pの原則というものが基本であるというふうに思ひます。

ところが、この法案を読んでみますと、汚染土壌の対策の責務というものが第一義的に汚染者にある、そのことが明確にはなっていない。基本的に、土地の所有者の問題とそれから汚染者の責任とというのは重なる場合もあるし、土地の場合には、かなりの程度において、それは一致しない場合が多い。その点について、P P Pの原則というものをも明確にしておかないと、汚染者はだれであったのか、どういう経過でその土地が汚染されたのか、その経路の追及ということができなくなつて、そのことは結果的に未然防止にもつながってくるとは思ひます。その辺について、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○大木国務大臣 考え方として、P P P原則というのは、当然これは基本に流れておると思ひますが、現実には、それでは行政の側からどういう施策をとるかということになりますと、汚染の原因をつくつた人と現在土地を所有している人との関係もなかなかよくわからない。あるいは、その土地の所有関係もいろいろと動いているというようなことがございますので、思想としてP P P原則を尊重するということは当然でありますけれども、具体的に行政措置でどういうふうに進めるかというところになりますと、時には、まずは現在土地を所有している者がひとつ必要な対策をとってもらいたい。そうしませんが、いつまでも現実の汚染

状態というものが除去されないということになりますので、これはやはり現実に即して、基本的な考え方はP P Pでありますけれども、実際の施策につきましても、土地の所有者にもひとつそれ相應の参加を求めているというのが考え方でございます。

○五島委員 それとも関連するわけですが、第三条のただし書きがございします。この中には、ただし書きの中において、調査についてもなくてもよいというふうに入っているわけでありますが、なぜ、そういう目的でもってこの第三条のただし書きがついているのか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○西尾政府参考人 第三条一項ただし書きの規定でございしますけれども、これがどういう場合に適用されるかという典型的な場合は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合ですけれども、そういう施設自体は廃止いたしましたけれども、工場そのものは別の形なりで存続しております。それから、それなりに安全管理がなされているというような場合があるわけでございます。このような場合は、従来、工場がやっていたのと同様、通常は一般住民は立ち至らない、工場として安全管理もされている、そういうことでございします。その時点では、一般住民の健康被害に直結するものではないわけでございます。

したがいまして、これが、一般住民が通常立ち入る用途に転用されるという場合に調査を義務づけるということでございますので、さきのような場合は、三条一項ただし書きということで、差し当たり調査をしなくてもいいという扱いにしたいと思っております。

ただしながら、地下水を通じた有害物質の摂取でありますとか、そういうようなことで別途、健康への影響があるのではないかと、そういうような場合ににつきましては、四条で措置の対象になる、そういうふうにご考慮しております。

○五島委員 用途が変わらないということで、その土地に対しては、仮に経営者がかわつたとして

も、従来どおりの作業が続けられていつているからいわゆる対策をとらなくてもいいということであるならば、そういう場合もあり得るかもしれない。

しかしながら、調査をしないわけですかね。調査をしないでいいわけですかね。調査をしないということは、その土壌が汚染されているかどうかを明確にしないということなんです。いわゆる指定区域にならないわけなんです。そのしたものがそのまま他の用途に変わっていくというふうなことが、何代か先に変わってきた場合、先ほど御質問の中にもございましたけれども、結果として、その汚染者の責任、汚染者がどうであったのかということが追及できないという結果になってしまうのではないかと。

なぜ調査まで必要がないということになったのかというのは、今の局長の答弁では納得できません。土壌対策をしなくてもいいという問題と、調査もしなくてもいいということと、なぜこの二つが同時に重なつてたし書きに書かれているのか、もう一度お伺ひします。

○西尾政府参考人 本法三条の調査の契機としてとらえますのは、法制的な厳密さで書きます以前のまづ最初の発想としては、工場、事業場のようなものがございます。それは、それなりに管理をされておまして、一般住民も立ち至らないということと、操業されている間は、健康リスクがそれほど蓋然性として高くないものとして取り扱う。それが廃止されまして、一般住民が立ち至る、住宅になる、商業に使われるというふうなときにリスクが高いわけでございますので、そういうときに調査をさせようということでございます。

そういう施設をつかまえますときに、客観的な標準をいたしまして、比較的蓋然性の高い水質汚濁防止法の特定施設というものの対象をとらえたところでございますけれども、この特定施設を廃止しても、現実に、その施設だけは廃止しても工場は別の形で動いているとか、そういうようなことが続いている場合がございします。

したがいますので、こういう形態はかなり千差万別でございますので、都道府県知事におきましてきちんと、そういうことでリスクがないかどうかというのを確認して、リスクがないときには、ただし書きにおいて、工場が操業しているときと同様の状態として扱うのていいのではないかと、そういう状態でなければ当然調査をさせる、こういう構成といたしたわけでございます。

○五島委員 この調査命令をかけるのは知事だから、そういうふうな履歴を掌握した上で知事がやればいいということなんでしょうが、それも大変問題があります。

その問題に入る前にもう一度伺いするわけですが、PPPの原則がこの法案の中できちっと立っておれば、それは何代か先であつたとしても、その責任問題は、どこで汚染がどのように進んできたかという責任の追及は当然あるだろう。そのところが、この法案の中では非常にあいまいなんでしょうね。あいまいなまま、そういう形で調査もやらないままに工場が変わっていく。そして、一番最後に土地を所有し、それが地目が変更されるとかあるいは別の用途に使われるときに、その所有者がその責任をとるということでは、必ずそこには混乱が起こつてくるだろう。そのことは大変問題があるんじゃないか。なぜそこで調査させることを法律で決めないのか。

今局長は、知事の調査命令ということをおっしゃっていました。調査をしなればいけないと。一方で、法律で決めているのは、そうした汚染をしている可能性のある土地が別な用途に変わるとき、これは調査をしなさいとなっている。そのほかのときは、知事が安全性に問題ありと判断したとき調査命令しなさいと。知事は何をもって安全性に問題ありと判断するのか。

先ほどの話のように、その地域は井戸水を使っている、その井戸水から汚染物質が出てくれば調査命令をかける、それはわかる。しかし、例えば東京都内を初めとして、もう日本の場合にはほとんど上水道に変わってきている。そうすると、そう

いう地域において知事が何をもって調査命令をかけるのか、調査命令をかける契機として何を想定しておられるのか、それがこの法律を何ぼ読んでわからない。では、知事であれば、地域の住民が何か異臭がすると言つて騒いだからするのか。それじゃ重金屬出てきません。一体何をもって知事は調査命令をかけるというふうに判断するのか。どうなんですか。

○西尾政府参考人 四条で調査命令をかける非常に典型的な場合は、先生御指摘のように、地下水のモニタリングで汚染が発見されたような場合だと思つております。

この法律に地下水のモニタリング自体は書いておりませんが、もともと、水質汚濁防止法におきまして、地下に浸透してはならない、あるいは浸透した場合の浄化命令措置ということがございまして、水質汚濁防止法の事務として、都道府県知事が全国をモニタリングいたしております。そのようなことを前提にいたしまして、そういうモニタリングによりまして汚染が発見されたような場合には、この四条の命令をかけることとしたしております。

そのほかの場合は、これはいろいろなケースがありますので、なかなか特定がしたいわけですが、その工場でありましたとかその履歴によりまして汚染物質を使用していたという可能性が非常に高く、そういうものをこれから、開放的な用途といひますか、住民等が立ち至るような用途に使うような場面でございますとか、あるいは隣で汚染が発見されて、どう考えても広域的になつていっているんじゃないかという疑いがあるような場合、そういうような場合には、地下水のモニタリングで発見されましたような場合に準じて、やはり汚染を発見すべく調査命令をかけることが必要だと思つておりますので、そういうような場合も含めまして、健康被害のおそれのある場合といたことで、第四条の調査命令の規定を置いたものでございします。

○五島委員 現実問題を出して質問しないと、どう

うもきつとした答えが返つてこないようですが、例えば高知市内で、環境基準に達しているかどうか、達していないかどうかは私はあえて言いませんが、幾つかの問題点がございました。

一つは、ある地域の児童公園、その児童公園の中において、たまたま調査をしますと、鉛だとか、あるいはそうした、PCBも一部入るわけですが、このPCBはひとつとその児童公園の除草のために使つたものかわかりませんが、鉛その他の重金屬は、市内の平均値の数倍という数字が出てまいりました。履歴を調べてみると、これはこの児童公園をつくるときに焼却灰を埋め立てたということ出てきていました。これも決して、通常であれば、知事の調査命令で出てくるような対象にはなりません。

あるいは、高知市内のある河川がございします。通常、水質調査と言われるけれども、水というのは、非常に希釈されて、低い数値で出てきます。ところが、農業用水等々の場合には、もうその周辺が都市化してきますと、農業用水使われません。そうしますと、底質、すなわち泥ですね、もとの川の底の、そのところに、当時使われたいろいろな農薬類、特にPCBやそうした関係の除草剤、塩素系の除草剤が流れ込んだ、あるいはその周辺に埋め立てられたという過去の歴史があつて、結果的にその地域においてはダイオキシン濃度が非常に高い。これも有意に高い。それは、たまたまその地域において、都市化する中において農業用水のつけかえといふことの工事の中でわかつてしまう。これも出てきません。そういうふうな場合。

あるいは、これは今裁判その他で高知県との争いになっておりますが、高知県において、ある小さなビニールの袋をつくつて工場がありまして、これは市内のど真ん中です。それが工場移転するといふことで、県が県営住宅を建てるということを買取つた。そうすると、そこから極めて高濃度のダイオキシンが出てきた。県は、当然これはセメント工場へ持つていつて除去作業をした

わけですが、その費用をどうするかということでもめた。

ところが、どう探してみても、この前の工場がそれほど大量のダイオキシンを出すような工事をやつていない。よく調べてみると、CPCやそういうふうなものと一緒に出てきたといふことで、さらに調べてみると、それは、工場が設立する前は木材置き場だった。まだその当時は高知市もその地域は中心街ではなかったといふことで、木材の貯木場であつた。木材の防腐剤としてそういうものを大量に使われて、そしてPCBやそういうふうなものに、当時のものは大変ダイオキシンが多数混入しておりましたから、そういうふうなものによつての汚染だったんだらうといふことになつています。

これも、何十年という、何十年と言つたらちよつとオーバーですが、十数年にわたつてそこで工場が営業されて、その周辺は食堂その他も含めた市街地である。だれも気がついていない。たまたまこれは調査をして見つけました。だけれども、こんなものは、通常であれば知事が調査命令かけることできないですよ。

一体、土壌の汚染があるかどうかといふことの調査命令をかけるということについて、すべて知事に丸投げで、知事が危険と思えば調査をしなさいよ。これは、どういうときに調査せよといふのかといふことをもう少しきちつと書いておかないと、これで見れば、これは皆さん方のエクスキューズであつて、現実問題としては、そういう工業用地がほかの用途に変えられるときは調査できないといふことと一緒にして。その辺どうお考えですか。

○西尾政府参考人 有害物質で土壌を汚染いたしますいろいろな経路につきまして、すべてを押さえてチェックをしていくといふことはなかなか難しいことだと思つております。

特に、今御指摘のダイオキシンの問題につきまして、これは、焼却由来のものにつきましては削減を図つておりますけれども、そればかりでもな

そこで、汚染が認められた土地の区域については、汚染土壌の搬出を含め、土地の形質の変更の制限が行われることになります。

ただしながら、この法律では、早急に土壌汚染のリスクの高いところについて対策を打つということでございますので、まずやはり基本的には、

なお、こうした措置に加えて、処分のために搬出された汚染土壌について、廃棄物として取り扱うことに關し、現在、廃棄物・リサイクル制度の一環として検討を行っているところでございます。

リスクの高い、工場等を他に転用するような場合を基本にいたしまして、それに加えて、地下水モニタリング等で発見されます場合等々におきます汚染のおそれがある場合の命令をかける、いわば

○五島委員 調査をされて汚染されたところの形質の禁止は書かれているわけです、形状の禁止は。調査される前に汚染土壤によって埋め立てられた場合、どうなりますか。

ウィーン・ディ・フュンスを引いておりますので、そういう範囲のものにつきましては早急に対策を講じていくということがこの法律の主眼であるというふうに御説明させていただきたいと思えます。

例えば、非常に現実に考えますと、ある工場で汚染物質を扱っている、あるいは重金属等々が出ている可能性がある。その工場が企業として、事業として継続しながらも、その汚染地域と思わ

危険性の高いものとして、いわゆる埋立地というのがございます。埋立地全体が汚染しているというわけではないのですが、例えば先ほどの児童公園の例のように焼却灰を持ってきたり埋め立てたとか、あるいは、また後ほどお話ししますが、汚染の可能性のある土壌を持ってきたりそこへ埋め立て

れるところを形状変更してしまふ。調査する前に。その土地をどこかへ持っていつて埋め立てたたり、別のところの山地を持ってきて原状回復したたというふうなことに付いては、この法律は規制がかかっていないですね。調査する前で、しかも事業としては継続中ですから。そういうことは起り得ないとお考えなんでしょうか。

られて、埋立地として公園に使われたり住宅用地に使われることがあります。その場合に、こうした埋立地を持つてこられる土壌の品質といえますか、これはどうなるんですか。

あるいは、先ほども言いましたように、現在は別として過去からの、地方自治体の焼却灰、もうそうした埋立地としての用途が終わった土地、そういうふうなものが森林その他に修復されようとする。

この法律では、汚染された土壌によって埋め立てられるということによる汚染の拡大、あるいはそういうもので埋め立てられたところの土壌の汚染の問題というのはどういふふうにするのかというのが出てこない。それはどうお考えですか。

している。そういうふうな土が持つてこられて埋め立てられる。すなわち、土地が人工的に移動することによって汚染地が生まれてくる、あるいは汚染が拡大する。

これは皆さんだつてよく知っているじゃないで

○奥谷大臣政務官 本法案は、有害物質を取り扱う工場等が廃止され、その土地が他の用途に用いられる場合、それから地下水のモニタリングにより汚染が懸念される場合などを調査の契機としてとらえまして、土壌汚染により健康リスクを生ずる蓋然性の高い場合を確実に捕捉するということ

すか。例えば、鉱山の残渣を持ってきて、鉱滓を持ってきて埋め立てたから多くの問題が起こりました。六価クロムののらを持ってきて埋め立て、いまだに問題になっている。

だけれども、過去においてそういうふうな埋め立てをしたその土地がどうだったのかということ

について、今日的に健康上の被害が起こるおそれがあった場合どうするのか。私は、この法律がそれがないからすべてだめだと言っているわけではない。そうだけれども、土地の汚染という問題、これを防衛しようという観点であるならば、そうした問題を考慮するのが当然だろう。その辺はどうお考えでしょうか。

○西尾政府参考人 土壌が移動する場合の幾つかの御指摘がございました。

一つは、まず廃棄物の埋立地というような場合、これは基本的には廃棄物処理法できちんと基準に従つて埋め立てていく。それで、それが埋立地としてクロージズされるまで、あるいはクロージズされた瞬間ということもありましようが、そういうときに、不適當で生活環境保全上の支障を及ぼすということであれば、廃棄物処理法上の措置をとる、こういうことにならうと思つています。

そういうものがずっと長いことたつて普通の土地のようになった。しかしながら、それは廃棄物処理法に基づいてきちんと埋め立てられて処理をされているのであれば、基本的にはその汚染の蓋然性というのはそれほど高いものではないと思っています。

ただ、もちろん、その後その土地をいじつたりというふうなことで、そこに汚染が出るというようなことが発見されますれば、四条の対象になると思っています。

それから、この調査をやる前に土壌をとって
 ってしまったようなケースがあるのではないか、
 そういう逃れるようなケースがあるのではないか
 という御指摘でございます。

この法律が、

にゾーンディフェンスで、土地の上の方でディフェンスをするということだと思いますので、そういう土壌を受け入れた方は、ある面では、今後、この土壌汚染対策法によりまして調査命令をかけられたりとか措置をしなきゃいけないという危険を負うわけだと思いますので、そこには一定の歯止めがかかっていると思うっております。

最後に、そういうものをもう捨ててしまうというような場合でございます。

これにつきましては、先ほど政務官の御答弁にございましたように、廃棄物処理法上の扱いということをはっきりさせようということで、現在、中央環境審議会で審議中でございますので、その中で、別途、適切に結論が出されるものというふうに考えております。

○五島委員　現実問題として、今の局長の御答弁、訂正させてもらいますが、焼却灰等はその随分昔から埋め立ててきた。そして、もう埋め立てが終わっているところもたくさんあります。しかも、焼却灰の中に、安全だろうというのはとんでもない話で、どんな焼却灰であろうとも、やはり焼却灰というのは、少なくとも、何が入っているかといえ、重金屬は一般の土地よりも重たい。鉾山の鉾滓とは別ですよ。だけれども、常識的に考えて、重金屬がたくさん含まれているというのはこれは常識です。そうした土地が、現実に高知の場合は児童公園に埋め立てに使われているわけですよ。

廃棄物処理法によつて今日ではそうなつてい
とおつしやつていられるけれども、それはいいので
す。だけれども、そういうふうな、過去において
汚染の可能性のある土を持つてきて埋め立てたこ
ろというものが、今その土地の履歴がきちつと
わかつているとすれば、それを全部調査するの
か。それが知事が調査をするかどうかということ
についての契機にはなるかどうか。この法律で
はその辺は、何かの契機で知事が思いつけばや
つてもいいし、知事がまあ大丈夫だろうという
ふうな考へておつたらやらなくてもいい、こうな
つていゝ。それで本当にいいのですかというこ
とを申し上げていゝわけでございます。

あわせて、時間の関係もございますから、関連した問題でもう一点お聞きしたいのですが、例えば、具体的に普天間、我が国としては早いこと沖縄において返還をしてもらいたいと願っています。そうした米軍の基地あるいは自衛隊の基地

等々がその用途が変わった場合、米軍の基地を自衛隊が引き継いで基地として使うということであれば、それはまた別な事です。しかし、その用途が変わって、仮にそれが日本の土地になって、いろいろな生産用地に使われたりあるいは住宅用地に供されたりする場合に、その場合に、この基地の跡地についての調査あるいは土地の改良というのは、これはどう読んでも、基地は企業じゃありませんので、この法律の中では入ってこない。

それは、土ということについて言うならば、基地の用地であったとしても、基地の用途が終わった場合にやはりきちっと調査をする。そして、そこで汚染があるとすれば、これは当然、自衛隊の基地であれば国でしようし、まあどちらも国ですね。外国との関係がありますので、外交上の問題はよくわかります。しかし、少なくとも、これは都道府県の責任ではなくて、防衛施設庁になるのかどこになるのか、それはまた別の議論としても、国の責任において土地の調査とそれから改善をする必要があるんだろうと思っておりますが、それはこの法案の中には意識しておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 今回の法案に直接、米軍の土地について細かく書いてはいないのですけれども、駐留軍が使用しておりました土地が返還されて、そしてその後で汚染というようにことが、これは駐留軍が使用したことによってそういった汚染が発見されたということになれば、これは当然、その土地の所有者と国との間の賃貸借契約がございますから、それに基づきまして原状回復義務というようにことが国として出てくるわけでございいますから、契約に基づいて原状回復をする、こういうことになるかと思えます。

また、自衛隊の場合にも、これはまた当然、自衛隊、通常の場合には国が持っているわけですから、これは国として必要な措置が、要するに汚染除去の必要があるということになれば、当然国として措置をとることになると思えます。

○五島委員 今大臣お答えのように、基地として

の用途が終わった場合には、調査をしてそして原状回復をやっていく。それについて使用者のいわゆるPPPの原則を通すかどうかという問題は、国と国との話であるということによろしゅうございしますね。

それからもう一つ、今申し上げました土地の形状の変更等々の問題とも絡むわけでございします。基本的には土壌の汚染というのは、水や空気と違っていて、均質にすべてが汚染されているということはないわけでございします。一定の面積をとってみれば、サンプリングの場所によって、物質によっても有機溶剤をとってみても、あるいはダイオキシン類等をとってみても、一つの狭い、例えば三千平米ぐらいの土地であっても、そこが均質に汚染されているということはありません。だから、何カ所かのサンプリングの上、調査をします。この調査の費用は、これも先ほど西野議員が指摘しておられたが、やはり結構高い。だんだん安くなってきましたけれども、高い費用がかかります。

通常、これはメッシュ方法で調査をするんだろうと思えます。何カ所かを調査するというやり方ですが、このメッシュ方法というのは、私なんか、実は私は医者でございまして、衛生学が専門ですから、いろいろな疫学調査の中で採用します。メッシュ方法の最大の欠点は、どういう区域をどういうふう調査するかによって結果が変わっていく。

例えば、仮に一万平米ある土地を一カ所全部まわめてやる場合、それから、その中である土地だけを区切っていく、そしてそこでメッシュ方法で何カ所かやる場合、少々チェック場所がふえたとしても、土地ですからそこで自由にその表面を、所有権を変更する場合に変えられる。変えて調査する場合には結果が必ず変わってきます。したがって、実は、この調査方法云々というのについては、今環境省も随分とサンプリング方法等々の技術について熱心に行っておられるわけ

ですが、一番大事な問題はサンプリング方法だろうと思っております。このサンプリング方法を一体どういうふう考えておられるのか。

何分、土地が汚染された、汚染されていますよとなれば、これは明らかに経済に大きな影響がある。自分の持っている土地を売ろうと思つた。しかし、さっきのように、これを売るにしても、その対策をとるために何十億かの金がかかりますよとなれば、それだけ土地の価値は下がってしまうわけですね。そうであれば、それを比較ましなところから変えていく、そして、そのところから変えていくというふうなやり方をされますと違ってくる。だからその辺を、どういうふうな形でサンプリングをされるのか、どの程度の密度でされるのかによっても違ってくる。お伺いしたいと思います。

○西尾政府参考人 環境省におきましては、特に地下水汚染対策というように力を入れているということになりました。土壌汚染対策、地下水汚染対策の指針というふうなものもつくり、その中で調査の方法なども書き込み、さらに、そういうものの技術の発展を図るという努力をしてきたわけでございします。

ただしながら、先生御指摘のように、やはり採取ということになりますと、例えば百平米に一つとかいうような形でメッシュを切っていくって採取点を定める。それから、これは調査にもお金がかかりますから、やはり非常に心配なところに詳しくやるということができるような方法も講じるというように今までの指針ができています。思ひます。したがって、それをこの調査の方法として定めていきます場合に、そういう技術的に正しいものであるとともに、それが可能な限り汚染を見逃すことのない、恣意的な採取にならないようにする必要があります。

ただしながら、今までの指針というのは、どちらかといいますと技術的なことを一生懸命考えてきたということでございますが、今度は法制度としてそういう調査を義務づけるわけでございします。

ので、要は、メッシュの切り方でございしますとか、どこからそれを数えていくかでありまして、そういうような事柄については、できるだけ恣意的にならないで、一定の科学的調査方法となる、それで制度としても公平になるというようにすることにつきましては、さらにちよつと詳しい検討をする必要があると思っております。

これにつきましては、今後とも専門家の意見も聞きながら、法制度という面も含めて、詳しく規定していく方法を工夫してまいりたいというふうな考えております。

○五島委員 これから工夫されるとおっしゃるのですが、現状のままでこの法案が通った場合には、非常な不公平が起こってくる危険性があります。

過去の太平洋ベルト地帯を中心とした工場地帯、さまざまな用途が変わってきています。その工場の中においてどういう建物がつくられ、どういう工程があったのかということ全部把握しておれば、それに応じた調査のやり方もある。しかし、代がかわってくるそれが無い。そうした場合に、先ほど調査というのは金がかかるという話をしましたが、例えば一番金がかかるであろうダイオキシンにしても、最近ではサンプリング調査でやるとすれば、一件当たり数千円ぐらいでやれぬことはない。もちろん精密じゃないですよ。サンプリングですよ、スクリーニングテスト。スクリーニングテストをやるのであれば簡単にできる。

ちよつと頭の回った人であつて、自分の土地を坪百万で売るか、それとも坪三十万で売るかなった場合に、サンプリングテストを大体やってみて、やばそうなのところをどういうふう切るかというところによって土地の形状を、工程だけではなくて、土地の分割をしてしまい、さらに、汚れているところについては、まだ調査をしていないわけですから汚染土壌とは言えない、そこに建物を建て直した、基礎を掘るために土をとった、その土を廃土として処理したということを通じてしま

うわけです。ということによって汚染地域をごまかしてしまおうということだとして、現実的には考えられるわけでは、結果的に汚染の拡大になってしまふ。だから、そこそこ、正確に、土地の汚染という問題に環境省が取り組まれていることについては賛意を送りたいと思います。しかし、結果において、余りにもこれは問題点がある、下手をすると汚染の拡大にならないかなという心配を持たざるを得ません。

その点について、最後に大臣にお伺いしたいのですが、そうした問題を考える、そして先ほどのお話にもございましたが、時間がないせいとかどうか知らぬけれども、余りにも政令事項にゆだね過ぎです。そうした重要な問題がほとんど明確にならないままに政令に任されている。しかも、見直しが十年間。この大変な時代の中で十年間、こうした下手をするとか非常に不公平な、あるいは大変な問題が起こるかも知れない、そういう危険性を持った法案が残っていくということに対して、問題があるのじゃないか。やはり見直し期間をもっと短くしていくというふうなことにぜひお願いしたいと思うのですが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○大木国務大臣 確かに、いろいろこの法案がまだ、ある意味では、私は正直言つて未完成だと思います。先ほどから御批判をいただいておりますが、政令、省令でいざ決めるのだというふうなことで、逆に言えば、事ほどさように、まだ現状がなかなか正確に把握できないので、今のところはそういった形にしておいて、これからできるだけのいろいろな知見も集めまして、御存じのとおり、環境関係のいろいろな法案も十年ぐらゐの有効期間というのが幾つかあるわけでございますので、もちろん実際に、その実施の過程におきまして、政

令、省令はもちろんでありますし、法律の文章自体は改めなくても、現実に行政としてできることはいろいろとやってみようと思っております。とりあえずはひと十年でやらせていただきますというふうな考えでございます。

○五島委員 先ほどの議論の中でもございましたが、私はぜひ、せめてあわせて、埋立地と言われているところ、その履歴がわかるものについては、これについての調査は、ぜひ今回の法律の中でも踏み込めるように御努力をお願いしたい。そのことを申し上げまして、終わらせていただきます。

○大石委員長 奥田建君。
○奥田委員 民主党の奥田でございます。

五島議員に続きまして質疑を続けさせていただきます。土壌汚染対策の法案、進んだ欧米から比べれば十五年ぐらゐのおくれ、ただ、先進国の中でも今から手をつけているというところもあるのも事実かと思ひます。

そして、一応、検討会や省庁の記録を見ますと、平成十二年の十二月十九日から始まりまして、ダイオキシンとかそういった個別のものは別にしまして、土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会、これが十三年の九月二十一日まで九回にわたって開かれていた。これが一つの今回の法案の基礎となつていられるものかと思ひます。そして、九月に中間取りまとめをした。その後、十四年一月に答申といった形でまとまつておるわけでございます。

私も、こういう動きが、一年少しの中でこの法案提出までこぎつけたということが、迅速な動きと言えはいいのかわからないが、迅速な動きとておつたんですけれども、西野議員のお話などを聞いておりました。確かに読んでみてもわかりにくい部分が大変多くある。それは、西野議員も指摘したように、三十四カ所にも上る政省令の中で、そちらに定めるといった中で、一番大切なところがぼんやりとしたまま見えなかつたこと

にあるのかと思ひます。私も、まず第一に、この法案が今までの公害あるいは環境関係の法案と違つてきたのは、やはり一番大事な汚染者負担の原則、PPP原則というものをいかにしろにしているのではないか、この点を強く指摘したいと思つております。

この法案と前後しまして、ちょうどこの一月にOECDの環境保全成果レビューの勧告も出されたのも出されております。すべては読みませんけれども、その中で、日本の環境政策に対して指摘されたことを幾つか御紹介させていただきます。

汚染者負担及び使用者負担原則の不完全さ、今言いましたPPP原則が不完全であるということ。土壌汚染管理に関する法的体制の不備と責任の所在の不明確さ、これは今回の法案提出という形で半分はクリアしておるかと思ひます。そして、環境政策全体に対して、政策決定を行う際には、選択肢の経済的分析に一層の配慮がなされるべきである。そして、環境と経済の両面における有効性及び汚染者負担の原則との整合性を評価することにより、環境政策の実施のために用いられている財政支援措置を再検討すること。これはレビューのほんの一部でございますけれども、今回の法案にそういったことがしっかりと反映されているのかということも指摘したいと思ひます。

責任の所在につきましては、さきの議員から御質問もございました。今言いました汚染者負担の原則、そして土地所有者という言い方で、調査あるいは措置といったところに命令を受けるといったことが多く出てきていますけれども、汚染者負担、そして潜在的責任者といふか、昔の環境用語ではPRPsと言つたらしいですけれども、土地所有者であるとか、そういった二次的な責任者の管理責任といったものはつきりと別れて、責任の順位づけというものをはつきり行わなければならない、この法案は大変な混乱を招く法案になるのではないかと思つております。

通告にはないですけれども、西尾局長の方にお伺いしたいと思います。

この法案が通りましたら、まず九カ月以内に施行することになっております。これだけ多くの基準といふか政令、省令を確定にして、そしてまた周知期間を設けるということになっております。少なくとも、政令、省令を定めるタイムスケジュール、そういったタイムスケジュールを簡単に伺いたいと思ひます。

○西尾政府参考人 この法律の施行でございますけれども、九カ月以内で政令で定める日ということでございますが、やはりできるだけ早くルール化をしていくということでは考えます。来々、十五年の初頭にも施行ができればいいというふうな考えております。

そこから考えますと、周知期間もとらなければいけません。この中に相なりますので、やはり秋口ぐらゐには政省令のドラフティングをいたしまして、これは、こういう規制にかかわるものがございますから、パブリックコメントといったような手続もいたしまして決めたいというふうな思つております。

○奥田委員 今まで御指摘がありました点なども踏まえて、私たちも、一つは修正などの提案もしていきたいと思ひます。また、この法案が院の議會の方をもし通過したとしても、そういった政令が定まつたときには質問の機会などを設けていきたいというふうな思つております。

各方面からいろいろな指摘がございます。まず、OECDの指摘にもありましたけれども、環境と経済面。今、日本の現状、こういった土地問題、土地の汚染問題が多く顕在化してきている中で、経済状況、産業の空洞化、そして大規模工業用地などが空き地、空地となる、そういったことがあるかと思ひます。そして今、不良債権処理といったものが大きく進められている。そういった中で、この法案がその流れをとめてしまうのではないかと御指摘もございします。

大臣に、この法案が、経済といえますか土地取引やあるいは個人の財産権、資産価値にもかかわってくることもございます。あるいは、先ほど指摘がありましたけれども、抵当権とかそういった金融の方にもかかわってくる問題でございます。いろいろなことでプラスとマイナスの要因があるかと思えますけれども、この法案と経済的な影響といったものについてお話を伺いたいと思えます。

○大木国務大臣 この法案の直接の目的は、やはり国民の健康を守るということにあると思えますけれども、その対象が土壌といえますか土地という、非常にまたある意味では日本の経済で大きな地位を持つておる土地というのが対象になりますから、その扱いというのはいろいろな意味で経済的な意味が出てくると思えます。

今お話ございましたように、一つは、土地を取り引する場合に、その土地についてどういった今の環境問題が出てくるかということですから、それは、それに対してどういう対応を国としてあるいは地方の自治体であるということが、ある程度の骨格を示すということが、やはり私は、土地の取引をきちっと整理をする、言うなれば、法律としては法的安定性をある程度維持するために骨格を示したということであると思えます。

それです。それから、これに基づきまして、現実いろいろとこれから調査とかあるいは処理とかいうことが出てくるわけでございますが、そういったものも、こういった範囲でどういうふうに行われるとということがある程度関係者の間に常識になつてくれば、それはそれで一つそれが基盤になりまして、土地の取引についてもある程度の常識がそれだけ浸透するというところであろうと思えますから、それが取引を阻害するということよりは、むしろある意味においてはそういった取引を安定させるものではないかというふうに期待しております。

○奥田委員 環境局長の方に伺いたいと思えます。

先ほど、銀行の抵当権行使のときには、一時的

な所有者、短期的な所有者とみなして、一つの調査免除措置を設ける、あるいは措置の免除措置を設けるというお話があったかと思えます。

私は、そういう一時的な所有者、短期的な所有者かどうかを県知事の判断に任せるということは、裁量行政の中で大変不均等な裁量を生み出す要素にもなるかと思えます。

例えば、もし抵当権が行使されてしまったものであれば、それが短期か長期か。もし同じ銀行に当たって、何年も寝かせるかもしれない。こうなつたときに、最初に聞かれたときには、これは短期的な物件ですと言え、それで終わつてしまふ。そういうことではなくて、例えば一年後には再通告する、二年後には再通告する、そういった中で、その中に土地の所有権の移動がなければ調査あるいは措置の命令をする、そういった再確認の時期、そういったものをお考えであるかどうか、局長にお伺いしたいと思えます。

○西尾政府参考人 現在、一定の配慮を払うべきであるという考えは、基本的には、一時的な所有者で、後の所有者が本格的な措置を講ずるということが確保されるのであれば健康の保護に欠けるところがない、そういう面から、一時的な所有者というものにつきましては配慮をいたそうと思っております。

したがって、その配慮の仕方でございますが、御指摘のように、裁量で区々となるということでは不適当だと思っておりますので、何らかの期間を導入するとか、要するにこの期間であればそういうふうに見るのだから、短期というのはどのぐらいの期間で、この期間であれば一時的と見るのであるとか、あるいはどういふような条件を示した場合は一時的な所有者で見るのであるとかいうことにつきましては、さらに詳細に詰めまして、できるだけ外形的に判別できるように基準を決めていくということを取り組みたいというふうな考えでおります。

○奥田委員 アメリカの方などは大変訴訟が多い世界でもございます。私は反対に、土地の潜在リ

スク、それは一時的な所有者であろうが最終的なといえますか長期的な所有者であろうが、土地の潜在リスクがあるから特定物質の指定施設であつて、そういった施設は調査すればいい。調査の開始がおいれたりとか、そういうことはあるかもしれないけれども、その土地の土壌の危険性を確認するのがこの法案の趣旨なので、調査にかかつた費用は最終的な土地所有者からいただく、あるいはその土地の価格、所有者の価格自身から引いてしまふ、そういったことがあつてもいいのではないかと思えます。

また、いろいろな形で、地方自治体の方でもこういった土壌汚染の関係条例といったものは多くつくられております。公害や環境保全といった形の関連法案として出ており、ほとんどは水質汚濁防止法につながつての、それを拡大したような条例になつておるかと思えます。

東京都の土壌汚染に関する条例も最近新聞紙上などで紹介されておりますけれども、私は、今回の政府の出した法案の目的に書かれてはいるけれども、欠落しているんじゃないかという部分があります。それは、汚染の状況を調査することを、状況の把握ということを目的一つとして出しているのにかかわらず、そういった汚染状況というもの調査、把握といったことに少し行動が足りないんじゃないかというふうに思っております。

例えば東京都の土壌汚染に関する条例でも、土地履歴調査あるいは事業所の化学物質の現在の使用状況、そういったものを力点を入れて条例に書かれておる。あるいは、有害物質の取扱事業所かどうかということにかかわらず、三千平米以上の土地の形質の変更をするときには届け出を必要とする、何かあれば、形質変更あるいは場外への土壌の持ち出しに対して制限をしていく、そういったことを書いております。そのぐらいのことは、私は全国一律にやってもいいんじゃないかというふうな思っております。

各地方自治体の条例を見て、環境局長の所見と

○西尾政府参考人 環境省といたしましてこの法案で提案しておりますものは、全国共通のルールを提案しておりますので、もとより各地方公共団体が地域の自然的、社会的条件に応じてその地域の環境保全のために工夫をしていくということは当然だと思っております。

地域によりまして、非常に稠密な活動が行われているとか、あるいはいろいろな事業があつたというふうなことにかんがみていろいろな工夫をされるということとは、それは自治体のそれぞれの判断であらうと思っておりますので、私どものこの全国に對してのルールづくりという制度と自治体それぞれの取り組みというふうなものが、それなりの連携あるいはバランスをとりまして、全体として土壌汚染対策の効果を発揮するというのが望ましいというふうな考えでおります。

○奥田委員 東京都の条例の例を出させていただきました。

東京都の個別の事例を挙げさせていただきますけれども、東京都には有名な築地市場がございます。そしてこの市場が、もうかれこれ二十年ぐらいいなるんではないかと、移転の計画の話がずっとございまして、今、都の方の整備計画という中で、豊洲という東京湾の一つの埠頭の地域が候補地となつております。ただ、四十ヘクタール以上という広い地面でありますけれども、前は石炭からガスを生成していたというような履歴を持った土地でございますし、また当然のこと、三十年代に埋立地として完成した土地履歴を持つておるわけでございます。

その中で、土壌汚染というものが判明した。これ自体は企業の一つの情報公開ということで評価してもいいのかもしれませんが、その内容が、ちよつと私自身はまゆをしめるような内容でございます。

例えば砒素、これが環境基準でリッター当たり〇・一ミリグラムというものが〇・四九ミリグラムということで、砒素は四十九倍。あるいはシアン、これは検出されないことというものでござ

いますけれども、四十九ミリグラム。そしてベンゼン、これも土壤環境基準の一千五百倍、こういった数字が出ております。

ただ私どもは、専門家でなければ、環境基準があっても、これの千倍だとか百倍だ、一万倍だといったって、そこに入っちゃいけないのか、そこで作業しているだけでも危ないのか、そういったことがよく認識できない。化学物質の数値というのはそういった怖さもございます。その資料も環境省の方にお渡ししてありますので、そういった調査結果を見て、その土地というものがどういう土地なのか、少し数字を言葉に変えてわかりやすく説明していただきたいと思っております。局長、よろしくお願いいたします。局長、いいですね。

○石原政府参考人 東京ガスの豊洲用地につきまして、東京ガスの方で平成十年七月から十一年十月にかけて調査を実施したところでございます。その調査結果につきましては、先ほど先生の方からお話ございましたように、砒素については、〇・〇一の環境基準に対して〇・四九ミリグラムといったような数字でのものが検出されております。鉛、砒素、水銀、六価クロム、シアンにつきましても、いずれも環境基準値を超えておるところでございます。

ただ、倍率そのものをもちましてどれだけ危険かということにつきましては、一概には言えないと思っております。土地の利用あるいは人の摂取ぐあいによっておのの違うんであるうと思っております。

ただ、環境基準を超えているということにつきましては、改善を図ることが望ましいということでは当然のことでございますので、そういう形での対応が望ましいというふうには考えております。

○奥田委員 利用と摂取の形によって違うというお話がございました。

で注目を浴びていることといえば、やはり食の安全というものに大変な信頼を失っていて、食の安全というものに多くの国民が関心を持って、そして自分の意見を持っている。こういったところ、市場の候補地となっているところで、とんでもないという言い方がいいのかどうかわかりませんが、高い基準の土壤汚染がある。

東京都の方は、企業の方も浄化対策をしているということで、浄化対策の結果で、候補地ではあるけれども、土壤環境基準をクリアすれば、また現実の候補地として購入とかそういったことを考えるというふうなことを言っております。

今の技術の中で、こういった土壤汚染、例えばシアンなんか完全にクリアしない、そういったことが現実的に可能と考えるかどうか、環境省の方の見解をお伺いしたいと思います。

○石原政府参考人 御指摘の土地につきましては、現在、東京ガスが、十三年の二月、昨年の二月から十九年三月にかけての計画で、浄化あるいは土壤の処理を進めているところでございます。この処理につきましては、環境省の方で、こういう土壤・地下水汚染に係る調査、対策につきましては、指針をつくっております。また、その運用基準というものもつくっております。また、それを受けまして、東京都の方も土壤汚染対策指針というところで策定しております。それに基づいての汚染土壌の処理等の対策が進められておりますので、適切な処置がとられるものであるうというふうな考えております。

○奥田委員 私も直接企業の方からお話を伺っているわけではございませんので、この辺はこれから先は少し不確かなことになるかもしれません。ただ、四十ヘクタールのうち、それはまだ現在の計画なのかもしれません。これだけ大きな土壤浄化事業であれば、それもちんと都の方とか計画書を出して行っていることだと思います。

ただ、現在やっているのは、その四十ヘクタールのうち、建物が増える、建物を計画すると思われ部分の浄化をやっているだけであつ

て、全体を浄化しているわけではない。あるいは、汚染の激しい土壌については、固化といいますが不溶化、成分が溶け出さないような処理をして場外へ持ち出している。そのほかにも場外処理はたくさんしております。

あるいは、そんな危険土壌といいますが、高濃度汚染土壌の場外処理施設というのを私は見たことがございませんし、そういったものを環境省もしっかりと把握してほしいと思います。

あるいは、その高濃度汚染土をどこまで持つていくか。秋田、秋田といえ、昔、鉱毒事件がたぐさんあったところですけども、そういった秋田の何か鉱山施設か、そういったところの方へ持つていっているようである。

この法案でもう一つ言いたい拡散防止の措置といったこともございますけれども、今こういったところで汚染土壌が場外に、あるいは遠く離れたところまで搬出されている、こういった事実が御存じでしょうか。あるいは、こういったことは法規規の上で、汚染土壌を扱う上で、こういった法規のもとに規制されておるのか、お話を伺いたいと思っております。

○石原政府参考人 汚染土壌の移動の件でございます。

汚染が判明したということで、例えば本制度でいいますと指定区域ということになるうかと思っております。そういうところからの処分のための搬出される土壌につきましては、本法案では、汚染の除去等の措置、あるいは土地の形質の変更に制限に係る基準において規制することとしております。

現在におきます土壌の移動そのものにつきましまして、今回の法案におきましても、今回の法案は、そういういわばゾーンドیفフェンスということのことでございます。搬出土壌の有効な利用及び適正な処理に関する課題として別途検討するものと考えております。

ただ、現状におきまして、そういう汚染されたものにつきましては、搬出先のところでは浄化してもとへ戻すすとか、そういう形での措置がとら

れる、あるいは、行った先での浄化措置あるいはそこでの支障がないような処理がされているというふうな理解しております。

○奥田委員 私自身は、この一つの現場、あるいはこれからきょうとしている法案においても、浄化も当然最終目的ではございますけれども、一番最初にやるべきこととして拡散防止の措置、あるいはそれは隔離といった方法でもいいかと思っております。そういった、費用とかそういったものが少なくてすぐできる措置といったものをまずやって、それから対策をしっかりと練るという形にならなければ、実効性が出ないのではないかと思っています。

農水省の方にも来ていただいております。こういった市場あるいは食の安全といったことに関する監督官庁としまして、ただいまの豊洲候補地と言えはいいのでしょうか、そちらの候補地が市場の立地条件としてどういふものであるか、見解を伺いたいと思っております。

○山本政府参考人 御説明申し上げます。ただいまお尋ねのございました豊洲の関係でございますが、東京都につきましては、都の第七次卸売市場整備計画を昨年の十二月二十五日に公表いたしました。この中で築地市場の豊洲地区への移転を位置づけまして、現在その具体化に向けて関係者との話し合いを進めていると承知しております。

また、御指摘の土壌の問題につきましても、先ほど環境省の方から御答弁がございましたように、東京都の指導に基づきまして、現在、土地の所有者でございます東京ガスが浄化作業を進めていると聞いております。

私どもといたしましては、この問題、この移転につきまして、築地市場の開設計画でございます東京都と関係者の方々の議論が現在行われているところでございますので、その状況を注視してまいりたいと思っておりますし、よくその状況を見守ってまいりたい、このように考えております。

○奥田委員 ここに限らず、いろいろな臨海地域

の工業地帯、そこに広大な地面がある。再開発や再利用あるいは大型プロジェクトといったものにその大きな地面を使いたい、有効活用したい、それはみんな同じ思いだと思います。

しかしながら、潜在的なリスクが非常に高い地域でもある。それをどういう目的に使うか、その目的を間違えたら大変なことが起こり得る可能性を持っている。そのことをしっかりと、これは東京都の事業かもしれないけれども、大きな事業でもありますし、国民に関係することでもあると思います。環境省あるいは農水省のしっかりとしたデータ収集あるいは分析、こういったものをもつて、時には意見を言い、最後にはやはり環境調査といったものも含めてぜひ実施していただきたいということをこの場をかりてお願いしたいと思います。

そして、今言いました用途変更、あるいは昔、昔ではない、現在もありますけれども、都市計画の中で用途地域指定といったものがござります。住環境にいいところか、あるいは生産農地としてふさわしい場所か、あるいは工業用地としていい場所か、その間の部分もあります。こういった用途地域指定が、規制緩和という言葉の流れの中で、だんだんと外されていったりしております。それ自身は悪いことではないのかもしれませんが、しかしながら、今言いましたように、極端に、石炭をガスに変えていたところと生鮮食品を扱うところがマッチするようなことはなり得るのか。用途地域の変更あるいは一つの用地の用途変更、そういったものに関して、国土交通省としましては、都市計画あるいは土地利用といった点で、こういった指導を地方自治体に行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○農本政府参考人 都市計画の用途地域の指定変更につきましては、地方公共団体が行うこととしておりますけれども、特に住居系の用途などに指定変更いたします際には、良好な住居の環境の形成等に配慮することが望ましい旨を地方公共団体に對しまして、都市計画の運用指針により

まして助言をいたしているところでございます。したがって、土壌の影響が生じ得るような土地につきましては、基本的に住宅地としていくことは望ましくないというふうに考えております。

○奥田委員 豊洲の件につきましてはこれで終わりますけれども、今大臣も、知識としてはなくても不思議ではないことではございます。今の御答弁などを聞きまして、もし感想や所見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○大木国務大臣 土地の汚染という問題、実は私も、これは私の、むしろ大臣としてより個人的にいろいろな自分の経験から申し上げるわけですが、いろいろな地域によって、土地がどんな用途が変わるとか、あるいは都市計画の中で新しいことをやるとかいうところと、それこそ祖先伝来の土地がそのままずっと基本的には同じ状況であるというのとかがいろいろござりますので、これはやはり各地域に合ったいろいろな開発計画をしていかなくちゃいかぬ、あるいはきちっと環境政策をやつていかなくちゃいかぬということでござりますので、とりあえずはそれぞれの地域に合ったことをやらなくちゃいかぬ。

それから、先ほどの国民の食生活に関係あるところは、これはまた別な話として、もつと直接的な話として、これはまたひとつあれでござりますから、これは当然、環境政策というよりは、もちろんもつと直接の問題として、関係各省とも十分に協力しながら対策を進めてまいりたいと思っております。

○奥田委員 ありがとうございます。

農水省、国土交通省の皆さんはこれで帰っていただいて結構かと思っておりますけれども、せっかく竹歳審議官にも来ていただいておりますので、私もちょっとこの法案の中で対策としてござわっております汚染土壌の拡散防止といったことで、現在、建設業での土壌、これは汚染土壌に限らず、土壌を運搬するときに、土のマニフェスト制度というのがあったかと思っております。このマニフェスト制度をぜひとも汚染土壌のこの対策にもリンクさ

せれば、大きな監視効果や防止効果があるんじゃないかと思っております。この土のマニフェスト制度についてお聞かせいただきたいと思います。

○竹歳政府参考人 建設残土につきましては、建設残土は廃棄物処理法上の産業廃棄物に当たりますので、マニフェストの対象自体にはなっておりませんが、重金属等で汚染されている建設残土につきましては、平成五年に建設副産物適正処理推進綱というものを定めまして、こういう汚染されている残土につきましては特に適切に取り扱わなければならぬとして、周辺の生活環境に影響を及ぼさないように、このように努めているところでもあります。この趣旨を、関係業団体に対して、本要綱を遵守するように指導方しているところでございます。

○奥田委員 ありがとうございます。どうぞ、省庁の方お帰りください。省庁の方お帰りください。このように変わすけれども、環境省だけになりません。

続きまして、この法案で調査の対象となります対象施設、有害物質使用特定施設、特定施設という言い方でよろしいんですか、特定施設、そして調査の機会あるいは対象物質といったことで質問させていただきますかと思っております。

さきの質問にもございました、この調査対象施設といったものが、約二万七千の特定施設、特定事業所になる。そこで、施設の使用を廃止するときを中心にした調査の義務がかかるということでございます。ところが、そうした汚染物質の方では、土壌環境基準にある二十六ないし二十七物質が大体候補になるであろうということを聞いております。

海外の事例を出しますと、アメリカの方では、確実に浄化が必要だというリストに載っているものが三年ほど前で二十一万七千カ所。あるいは、これは潜在的な汚染の可能性があるという箇所、ドイツでは三万四千カ所、オランダでは十一万カ所以上といった数字が指摘されております。

こういった数から見れば、日本の方でも統計をいじって推定すれば、四十万とも四十四万とも潜在的汚染サイトというものがあろう。しかも、出した数字には、廃棄物処理場やあるいは基地や、そういったものは入っていない。この四十万という数字と、現在義務が課せられる二万七千という数字に大変大きな違いがあるんですけれども、こういった対象箇所の違いといったもの、もつとこれからは幅広く網をかけていくべきではないかというところについて、大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○大木国務大臣 これからの対象となる施設あるいは対象となる物質、もつと拡大すべきだということをお考えがあることは確かに私も承知しておりますし、それから、いろいろな計算の仕方ともかくとして、アメリカなどでも非常にたくさんの方を箇所を対象にしておる。あるいは対象物質についても、あれはたしかスーパーファンド法でしたか、一千八、これは物質の規定の仕方がありますが、千からすけれども、これも日本に比べればはるかに多いという数字を出しております。

しかし、とりあえずは、私もとしては、対象とすべき物質というのは、一応土壌環境基準の対象となるということで、そういう考え方で範囲を決めてまいりたいと思っておりますし、それから、施設につきましても、土壌汚染を引き起こす可能性があるとすることですから、水質汚濁防止法の対象施設というのがとりあえずの対象になると思っております。

ただ、これは、まさしく今回の法律というものは、これからまた新たな物質の汚染等が懸念される場合には、今まで既存の環境基準や、あるいは水質汚濁防止法の対象施設の見直しということもあわせてこれから考えてまいりたいと思っておりますので、今は先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、対象については、今後またいろいろと状況を見ながら見直しをしていきたいというふうに考えております。

○奥田委員 環境局長の方にもお伺いしたいと思います。

います。

今の対象施設、対象範囲について、簡単にで結構です。そして、アメリカの方では、一千八百万の物質が環境基準の中の対象物質となつてゐる。日本は二十六か七だ。たくさんあればいいというものではないかもしれないけれども、どうしてこれほど大きな差が出てゐるのか、そういうことについて御説明をいただければと思います。

○西尾政府参考人 我が国の法案におきましては、人の健康被害を防止するという観点から、有害物質といふことでまず対策をしなければならぬものにつぎまして対策を打つていこうということとでございます。そういうようなものは、逆に言えば土壌の環境基準に掲げられていなければならぬはずでありまして、今現に我が国の環境中にありまして、そういう濃度の高いものがあつて対策をしなければいけないという危険性があるものであれば、環境基準もきつと決め、そういうものがこの土壌法に反映してきて、対策の対象物質となるということになるべきだと思つております。

米国の例示をされました。米国のスーパーストンドとられております制度が違ひますので、非常に重篤な汚染というだけじゃなくて、いろいろな土壌の機能とか、そういうものも非常に幅広いレンジで優先リストをつくる。そういう優先リストをつくるに、非常に広い幅で千八物質を見る。実は、その中でも濃度のレベルとかそういうものを決めてゐるのは百物質ぐらいなようなんですけれども、そういう非常に総合的なものを勘案して優先順位をつけていこうという思想であるというふうにして思つております。

そういう総合性ということには学ぶべき点はあると思ひますが、私どもの法案では、やはりまず環境基準にあるような物質につぎまして早急に対策を打つということから、環境基準に掲げる物質を対象としていきたい。ただ、今後の知見の進展に伴ひまして、新しい物質について心配だということになれば、環境基準も当然ふやしていかなきゃいけませんし、そういうものについては土壌対

策もやつていく、こういう関係に立つのではないかとこのうふに考へております。

○奥田委員 まず、私は、こういう調査の機会、調査の施設といふものが、水質汚濁防止法の中の特定施設といふものに限らず、やはりある程度の規模を持った事業所といったものには、用途が変わつたりするときは全部網がかかつていくような、あるいは調査をしなくても、東京都のやつてゐるうちに、航空写真やGIS、地理情報システムといふたものを使って土地履歴を調べて、そういう中で、潜在リスクがある、ないということとを広く公開して伝える。それは、土地所有者の人もそうだし、売買にかかわるうとする人も、住んでゐる人も、そういう可能性、潜在的な汚染の可能性といふものがあると、不動産でいへば、間口が狭いから九掛けになるとか、前面道路が狭いから路線価の九掛けだといふように、普通に皆さんが受け入れていただけるような、そういうものに情報として変わつていけばいいなというふうにして思つておる次第でございます。

さきに大阪の例で、大きな浄化費用がかつたというお話を伺ひました。私も、大臣でも局長の答弁でも、できるだけ負担のかからない簡易な方法で調査をしてもらふんだということを聞いています。

ただ、私は、これは何遍聞いてもだけれども、調査に幾らお金がかかるんだ、千平米のメッシュにしたものが基本的な単位だとすれば、その一口ツトで三種類か四種類の物質を測定したとしたらどうなるんだ、幾らかかるんだということをだれも答えてくれません。あるいは、浄化の費用がどれだけかかるんだ、これも一つ一つ千差万別になつてきます。

ただ、私自身が、土木学会の実際に浄化作業をした、浄化措置をしたといふものが十ほどあつて、それをランダムに足し算をして割り算をしてという形でやれば、大体、坪十五万強、十六万ぐらいの数字になつております。これは、土地の利用率を考えれば、一つの土地に建物を建てるのと

同じくかなりの費用が浄化にかかるといふことになつてくる。そういうたものをみんなが受け入れられるかというところ、大変難しいことになつてくるのではないかと思います。

調査の費用あるいは措置の費用、どういったものを基準に考えればいいのか、局長から少しお話を伺ひたいと思ひます。

○西尾政府参考人 まず、調査の費用でございます。調査の費用につぎましても、今までされておりますものは、概況調査のようなレベルから、実際に対策をやる前提のような非常に詳細のものまでいろいろございまして、統計もいろいろだと思ひます。

私も、まず三条でやつていただくような調査につぎましては、まず概括的な調査で、汚染があるかないかといふことで、比較的簡単、簡略で負担の少ない調査を考へております。そういうようなもので考えますと、ごく小規模な土地では十萬から三十萬円ぐらい、千平米ぐらいの土地で考へても五、六十萬円というような程度のような調査の設計がでないかというふうにして思ひます。

ただ、次に汚染の除去ということになりますと、これはやはりもう少しけたが上がるわけでございます。一つには、重金属みたいなもので直接採取によるリスクといふことがございます。これにつぎまして、例えば覆土をするといふことでリスクを防止するといふような程度で考えますと、小規模なものですと百万円切るぐらいでできると思ひますけれども、一千平米程度の区域を覆土していけば、やはり一千万円ぐらいの金額はかかると思つております。

それから、地下水の採取によるリスクというような場合でございます。これは、土壌ガスといふことで、その原因のガスを吸引して浄化をしていくといふような場合を考えますと、ごく小規模なところでも数百万から千万、二千万といった規模がかかると思ひます。千平米程度の指定地域で考

えますと、数千万から一億円あるいは一億五千万円といったような数字が見当になるのではないかとこのうふに考へております。

○奥田委員 今の局長のお話を伺つて、もし千平米で高くて五、六十萬といった調査であるのなら、三条ただし書きの調査の免除というふうな、そういう三条項はなおさら要らないなというふうには私は思ふようになってきました。それだけの地面があつて数万から五十萬ぐらいの調査費用なら、ぜひ皆さんで負担して、その土地が健全であるのか、病氣であるのか病氣でないのか、そういう診断をぜひこれからの常識として踏み込んでいただきたいと思つております。

一つ、指定支援法人の方の基金と支援措置についてお伺ひしたいと思います。

これが、先走り過ぎかもしれませんが、どこの公益法人にするんだ。新しい公益法人じゃないよといふふうなお話は聞いております。土壌環境センターかな、いや、そこではない、候補の一つだけれどもといふようなことを言つております。

これは一体どこの法人を指定支援法人にしようとして、そしてその仕事の中での人員規模、こういったものをどういふふうにして考へてゐるのか、局長の方からお話を伺ひたいと思ひます。

○西尾政府参考人 この指定支援法人という制度は、基金を形成いたしますために、国とは別の会計を区分してできる機関が必要でございます。いわば財布だけはどうしても必要であるといふことでございまして、このために、機構でありましてとか人員とかいふようなものを要しないという考へのもとに、私どもの所管の既存の公益法人を指定して、そこに区分経理をしていただくということを考へております。

したがひまして、それは純粋にゼロかといへば、経理をして合計額を出すというふうな、そういう作業は要すると思ひますけれども、基本的に、この基金はいわば区分経理の部分だけをその公益法人に置いていただきますので、これで人員の基本的な増をもちたらしめるということはないものに

いたしたいと思っています。

それから、どの法人にするかということですが、環境省所管の適切な法人に置くということですが、一つの候補としては、日本環境協会などが考えられると思っております。

○奥田委員 人員とかなんと言いましたけれど、この中で、条文にも出てくる業務の中で、助成というもののほかに幾つかの業務がありまして、例えば、除去及び調査あるいはとるべき措置の相談や助言を行うというようなことが書いてあります。これに新しい専門のスタッフをつけないと、とてもさばき切れないんじゃないかというふうに思いますけれども、それとは別にしまして、支援法人業務といったもので、助成金の使い方という以外には、別に指定支援法人じゃなくても、ほとんど民間の方々にやっていただければいいんじゃないかという業務がございましてけれども、そういった点、指定支援法人でなければいけないという考え方は当然ないと思えますけれども、その業務について、一言局長の方からお話を伺いたいと思います。

○西尾政府参考人 この指定支援法人の主たる業務は、汚染が見つかった土地、それがマンションとか住宅で、土地所有者に資力がなければ助成をするということが基本でございまして。そのような事業が円滑に動き出すためには、やはり住民の方々あるいは周辺の方々に、いわゆるリスクコミュニケーションと申しますか、この汚染の事柄あるいはそういう事業の事柄ということができるだけよく知っていただく必要がありますので、そういうリスクコミュニケーション的な仕事をあわせて行うということを考えております。

○奥田委員 時間になりましたので、まだまだ聞きたいことはありますけれども、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○大石委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時四十八分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西博義君。

○西委員 午後のトップバッターで始めさせていただきます。公明党の西博義でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

今回初めて、健康被害を防止するという目的で、この土壌汚染対策法案、提出されました。大変重要な法案だというふうに考えております。

既に対策をとられていた大気、水の汚染とはまた異なる側面もあわせ持っている法案だというふうに認識をしておりますが、この法案の骨格となつて環境政策に関する基本的な考え方といえますか原則、おありだろうかと思うのですが、まず、大臣の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○大木国務大臣 今も御質問の中にもありましたように、大気とか水と違ひまして、土壌というのは、法案の目的はもろろ人の健康被害を防止するというところに尽きるわけでありましてけれども、どうやってその目的を達成するかということになりますと、またいろいろな側面がございまして、とりあえずは、とにかく健康被害ということについての何か状況が生じて、それを契機としてやはりこの法律が実際に動く、こういうふうになるかと思っております。

そういうふうにしてひとつ、まだまだ非常に不十分なところもございまして、またこれからいろいろな意味で知見を深め、あるいはいろいろと経験も積み重ねていきたいと思ひますが、とりあえずは、まずは人の健康被害を防止するということに集中して法律を施行してまいりたいと思っております。

○西委員 初めての見方という意味で、私ども、随分この法案、議論してまいりました。その結果、汚染者、汚染原因者に第一的な責任がある、こういう規定をやはり明確にすべきである、それから、汚染原因者に対する対策費用等を請求できる土地所有者のいわゆる求償権、こういうこともやはりきつちりすべきではないかということも環境省の方に申し入れたり、私どもとしては最大限の努力をしてきたつもりでございまして。環境政策の基本原則である汚染原因者負担原則がより貫かれるものとなった、こういうふうには私は認識をしておりますが、いかがでございましょうか。

○西尾政府参考人 汚染者負担の原則につきましては、この法案におきまして、この法案におきまして、汚染の除去等の措置のところで、汚染原因者が明らかな場合には汚染原因者が実施するということにいたしますとともに、土地所有者等が措置を実施した場合には汚染原因者に費用を請求することができるということになっております。本法案は汚染者負担の原則に則したものであると思っております。

実は、具体的な条文の立案に関しまして、中環審から、法案立案に至る過程におきまして、数々の御議論をちょうだいいたしました。その中で、例えば第七条におきましては、汚染者に対する措置命令と土地所有者に対する措置命令の二つでは、汚染者に対する措置命令が優先するという旨を規定いたしましたこと、それから第八条において、汚染の除去等に要した費用は汚染者に対して請求できる旨を明文化いたしましたことというふうなことにございまして明確になっているというふうに存じております。

○西委員 この法案、土壌汚染対策法案でございまして、この土壌ということに対する明確な規定がないというふうに思ひます。土壌の定義といひましても、農業における土壌とかいろいろな考え方があり、さまざまな考え方があろうですが、地質学における用語では、土壌は地質の最上部、一番表面の部分だ、こういうこととございまして。

しかし、この汚染ということを考えてみますと、地層の表面、表土、例えば二十センチ、三十センチの間隔だけでももちろんございませぬ。この法案に言う土壌というのは、この対策の選択肢に浄化ということも含まれている以上は、少なくとも地表部分だけではないということも明らかにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○西尾政府参考人 この法案における土壌の概念は、環境としての構成要素たる土壌でございまして、地表部分だけでなく、地中の土も含まれるところとございまして。

したがいまして、この法案では、汚染の状況に応じまして、そういう立体的な状況というのを意識いたしまして、対策として、覆土、舗装といった対策だけではなくて、土壌の浄化でありますとか、場合によっては矢板などを打ち込みまして立体的に封じ込めていくというような措置が盛り込まれていくところとございまして。

○西委員 この法案では、健康被害を防止するという最低限の対策を行う、ある意味では健康という言葉をキーワードにしておるわけですが、その観点から、水質汚濁防止法の第二条第二項第一号に規定する物質、特定の物質を対象にしておりまして、その同じ条の、項も同じです、第二号に規定されている化学物質など生活環境に影響を及ぼす汚水、廃水を出す施設や、第四項の貯油施設などが対象外に今のところなっております。地下水の汚染による健康被害が対象となつていまして、今後の課題として、土壌汚染との観点から、この面についてもやはり対策を講じていく必要があるんじゃないか、こう思っております。

そういう意味では、今後法律の対象となるように新たな検討を今後の課題としてぜひともお願いをしたい、こう思っておりますが、いかがでございましょうか。

○山下副大臣 土壌汚染対策の観点から対象施設を今後拡大を検討すべきだという御意見でございまして。

特に、今御指摘ございました生活環境への影響の観点、これについては、中環審、中央環境審議会答申でも、今後の検討課題、このようにされております。また、土壌にはさまざまな多面的な機能があるわけで、そういう観点からも研究してい

く必要がある。

そういうふうな考えましたときに、今の対象の拡大の話につきましては、知見の集積が必要だ、時間もかかるという観点から、専門家を集めた検討会、当然、中環審にも結びついていくと思いたすけれども、こういうことも開催もしまして、検討、研究に次の段階として早急に着手するということ、そういう考え方でございます。

○西委員 ありがとうございます。

今回の法律は、健康被害ということを焦点にした緊急的な土壌対策、こういう側面でございますので、次のまた課題として取り上げ、ぜひとも研究をお願いしたいと思います。

それから、有害物質使用特定施設が対象になるわけですが、この工場、事業所は、この調査室が発行されました参考資料によりまして、二万七千カ所ぐらいあるだろう、こう推定されております。一方で、水質汚濁防止法の届け出を義務づけられているところの箇所というのは、合計で一万七千ぐらいなんです。これは平成十二年の三月末の集計なんです、約一万余カ所がずれているというかな少ないですね。正確に把握されております。

これは、水質汚濁防止法では、公共用水域に水を排出する工場、事業所ということで集計をしております、有害物質を扱う施設を直接全部把握しているという体制にはどうやらなっていないというふうに私、お伺いをいたしました。

今後、この政策を実行する場合には、対象施設をきっちり把握することがぜひとも大事なことでと思います。環境省としては、現在把握できていない、いわゆる下水道の方に排出している有害物質を扱う施設、これをぜひとも正確に把握していただいて、そして情報公開できるように今後早急に体制を整えるべきだ、こう思いますが、いかがでございましょうか。

○山下副大臣 今御指摘ございましたように、有害物質使用特定施設の数と水濁法上届け出義務のある施設の数が違うんじゃないか、御指摘のとおり

でございます。

理由は、今もうお話ございましたように、この水濁法の特定施設を設置している事業場の中で、公共用水域への排水をしない下水道に排水している事業場につきましては、届け出義務はなくて、下水道法に基づく届け出が下水道管理者に行われる、こういう仕組みになっております。したがって、今お話ございましたように、有害物質を使用している特定施設全部が把握できていない、そういう状況になるわけです。

今後、都道府県の環境部局とまた下水道管理者との間で連携をしっかりとしまして、下水道へ排出する事業場に係る正確な情報、数、設置者その他の把握も含めまして、きちっと把握することに努めてまいりたい、このように考えております。

○西委員 土壌汚染の調査でございしますが、有害物質使用特定施設の使用が廃止をされた場合、または健康被害が生ずるおそれがある場合に行う、こういうことになっております。

しかし、操業中に土壌を移動させる、また運び出していくというときには、先ほども若干議論がございましたけれども、調査の義務はここにはなかったとおぼしめます。もしこの調査の義務を課さないということになりますと、途中で建設工事をして、そうしてその土を掘って発生する土砂あるいは土壌、汚泥、こういうことが発生するわけですが、残土という扱いで別の場所に移動していくということが当然これから行われていくわけでございます。そうすると、この土が果たして汚染しているか否かということ調べる以外にないと思うのです。この土壌を移動する際にも、何らかの形で調査をやはりやる必要があるのではないかと、こう思っておりますが、先ほども若干関連した質問があったように思いますが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 今の、いろいろな建築工事等から残土が出てきてそれが移動するというのは、この法律の中での取り扱いといいますか規制の仕方は、まず、有害物質を取り扱う工場等が廃止され

て、その土地が他の用途に用いられる場合、こういうとらえ方をしております。あるいは、地下水モニタリングにより汚染が懸念される場合などは調査の契機、要するに、実際に法律がどういう形で発動するかとかいう、その契機としてとらえるということ、土壌の汚染によりまして健康リスクを生ずる蓋然性の高い場合をとかくその目的としては確実に捕捉したい、こういう法律上の取り扱いをしております。そこで汚染が認められた土地の区域については、まず、汚染土壌の搬出を含めて、土地の形質の変更の制限が行われる。

それからまた、ちよつと別のあれでございしますけれども、本法案における措置に加えまして、処分のために搬出された汚染土壌について、廃棄物としての取り扱いをどうするのだというようなこととがいろいろと議論されておりますけれども、現在、これにつきましては廃棄物・リサイクル制度の一環として、実はまだ終わっておりませんけれども、目下検討中でございます。

○西委員 次に、汚染原因者の特定のことについて若干お尋ねをしたいと思います。これは都道府県が関与するということになっておりますが、具体的にどういうふうにして行うのだろうかということでございます。

いただいた資料では、土地所有者が都道府県に申し出を行う場合、それから、行政手続法に基づいて弁明する機会に汚染原因者の存在を、別に汚染原因者がいる、こう主張した場合に都道府県が履歴調査をする、こういうことになっていると思うのですが、果たしてこれだけで、調べたけれどもわからないよ、こういうことになってしまうのではないかと。もちろん、どこまでやるかということと課題なのですが、若干、それでは結局、汚染原因者のところに果たして行き着くのだろうかというおそれが出てきます。その辺のところを、どの程度の調査をされようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○西尾政府参考人 汚染原因者の特定は、本法案の実施に当たって大変重要な事項でございます。

それを特定していこうという場合に、都道府県知事は、ある面ではいろいろなデータのある限りを尽くしてやっていかなければいけないわけでございます。土地の履歴でございしますとか、過去の土地所有者等の関係者からの聞き取りをやる、あるいは水質汚濁防止法のデータといったものを総ざらえをして。それから、もちろん今先生御指摘になりましたように、土地所有者の方から、どうもこういう事情があるのではないかと、いうことを申し出されますし、もちろんその汚染者とおぼしき人にヒアリングをする、聴聞をするというところで聞いていくというふうな慎重な手続をとってやっていく必要があると思っております。

今までの汚染事例などのアンケートなどを見ましても、八割方ぐらいいはある程度わかるのじゃないかということもございしますが、むしろ残った二割が問題でして、そういうものをできる限り解明して特定をしていくという作業は非常に重要でございしますが、これは一つの決め手というのはいないわけでございます。あらゆる知恵を出し、また環境省も、いろいろそういう知恵を出すという局面でさらに勉強を重ねて、その特定を的確にやるということに向けて、最大限の努力をしていくということではないかと思っております。

○西委員 操業中でも健康被害が生ずるというふうに認められた場合には調査・措置命令が行われる、こういうふうになっております。当然のことだと思えます。現行の労働安全衛生法で講じられる措置と、今回の土壌汚染対策法で講じられる措置、この関連性について説明をしていただきたいと思います。

また、それぞれの法律で、厚生労働大臣や都道府県知事に報告することになっておりますが、こういう情報は環境省にも共有化されていくのかどうかということについて確認をしておきたいと思います。

○西尾政府参考人 現実に、操業中の工場などでそういう汚染事例が出まして健康影響が心配だということになれば、これはこれまであらゆる手

を使つてやつていくことでございまして、環境省でいえば、これまでは水質汚濁防止法などで事情を徴したり、改善措置をとるというところでございますし、それから厚生労働省におかれましては、労働安全衛生法でしかるべき措置をとるということが行われていました。

これに加えて今回は、そういうものが出来れば、土壤汚染を回復させるという部分が今までなかったわけですので、そのための調査でございまして、措置命令をやつていくという手順が導入されるということになります。

環境の法律につきましては、都道府県知事がその実態を把握するというところでございまして、従来事案は私どもも常々、都道府県から状況を聞いております。それから厚生労働省におかれては、もちろん厚生労働省で把握しておられまして、これは今までのダイオキシン等々の汚染事例がありまして、私どももできる限り、しよつちゅう連絡をして、それぞれの法目的が違いますから、それぞれで責任を持つてやるのでありますけれども、情報交換には十分努めるということをやらせていただいております。

○西委員 日本では汚染原因者責任というふうに訳されておりますが、一九七二年に示されたOECDのいわゆるPPP原則でございます。

これは正確な訳がどうかというのはいわゆる責任を負担すること、これをPPP原則という。二つ目は、その費用は商品やサービスに反映されるべきである。こういう二つの項目が言われております。そういう考えに基づいてPPP原則というのは成り立っているというふうに言われております。

このPPP原則に立つて考えますと、土壤の汚染対策は、本来、操業中にいかなる汚染があるかということ考えに織り込んでいくというのが本来でして、最後まで行つて、もう操業をやめるときに、実は汚染がありました、費用が要りますというの、この二つの項目を当てはめるときに

は十分ではないというふうに考えられます。

そういう意味では、まずは自主的な対策を促進する。今は、健康被害を早急にストップするといふ考えはそれなりに正しい、まず立ち上がりとしてはいいと私は思うのですが、操業中であつても自主的に対策をするように、何らかの形で促進をするように努力すべきだ、こう思つております。大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○大木国務大臣 ただいま御質問ありましたように、OECD等でもPPP原則というのは強調されておるわけでありまして、これをどこまで、これから将来、さらにこの法案の運用の中で強化していくか、あるいは法案を将来見直すときにはどういふふうにするかというふうなことで、いろいろあると思います。

今のところはむしろ、この法案に基づいてと申しますか、法案と一緒に、各企業に対してそういったPPP原則に沿つての自主的な取り組みというふうなことはひとつできるだけ進めていただくようにということで、例えば、多くの企業あるいは最近では地方公共団体等もやつておられるようにございまして、ISO14001に基づく事業者による環境管理活動のさらなる促進というふうなこともやつていただいておりますし、それから、PRTTR法等に基づきます要するに化学物質の適正な管理の一環として、また積極的に行ういろいろな行動をしていただいております。この中で、できるだけこの新しい法律のもとで各企業なり関係者に自主的なひとつまた御協力ということ、御協力と申しますか、自主的な行動ということ、これはまたひとつさらに進めていただくように、私どもとしてもできるだけ働きかけをしたいと思つております。

○西委員 この法律によると、都道府県が措置命令を行うということですが、この措置について、例えば具体的には、覆土を行いなさい、こういうふうなことになるんだらうと思ふんですが、この覆土ということが最低限のレベルを示すといふふうに解釈をしていいのかわかるかということ

でございます。

汚染された土壌については、汚染原因者がみずから進んで浄化をするというのは究極の姿でありまして、それを待たずに、とりあえず健康被害を防止する、こういうことで行う今回の措置でございまして、本来は浄化といふところまで行くのがベストであらうと思ひますし、また、将来的にはいつの時点かにそういうことが課題となつて上つてくるんではないかというふうには私は思つております。

そんな意味で、積極的に、覆土ということであつたとしても、少しでも根本的な対策に持つていくという努力をすべきだとか、奨励をしていくべきだといふふうには私は思つておりますが、その辺のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○西尾政府参考人 都道府県が行います措置命令は、技術基準を踏まえまして、健康リスクを防止するため適切な措置を命ずる、こういうことでございまして、そういう適切な措置といふのは、その汚染の状況に依りまして、覆土、舗装、封じ込めといった方法でも可能な場合がございまして、このような場合は、そのような措置を命ずるということに相なります。

ただ、このような方法によりましたときには、この土地は引き続き台帳に載せられまして、土地形質の変更の規制が課せられておるわけでございまして。したがって、他方で、浄化まで行おうといふことをやりました場合は、こういう区域の指定が解除されて自由にこういう土地を利用できる、こうなりますので、そういう面では、これがこういう形で除外されて自由に使えるということ、が、浄化に向けてのインセンティブになるという効果が有しておるといふふうに考えております。

○西委員 確かに、そういうインセンティブは働くといいふに思ひます。いづれにいたしましても、汚染原因者は、いつまでも、どの方かその土地が手渡されたところ、汚染原因者が特定されている場合は、きちつとやはり最終的には浄化をするところまで

責任を持つということではないかと私は理解をしておりますので、その辺は、現場のそれぞれのお考えに基づいて、できるだけ根本的な措置をできるように奨励をしていただきたい、こう思つております。

次は、この法律のスキームは、最終的な土地浄化を行うスキームではなくて、先ほども何回も申し上げておりますように、今後、最終的には、別途、土地浄化ということがいづれ行われる必要があろう、こう思つております。そういう意味では、緊急措置でございまして、措置命令を実行したことによつて、汚染原因者の浄化責任がこれで免責されたということではないということを確認したいと思ひます。

さらに、先ほど申し上げました汚染原因者責任、PPPを考えると、できるだけ早くこれは次の検討をしていただかないと、十年、二十年、三十年先になつたときに、本当に汚染原因者といふものが責任を負えるかということになつてまいります。そういう意味でも、早急な次の検討を行うべきだといふことを考えておりますが、このことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○山下副大臣 先ほど来何度も確認でございますように、今回は、人の健康の被害を防止するという観点からの措置だ、だから、浄化も一措置の内容であるけれども、そこまで求められていない部分もあるということですね。

だから、本来は、汚染したらちゃんときれいにして返せ、そういう責任があるだらうということ、は一般論として私は言えるといふふうに思ひます。ただ、これを法律として制度化する場合に、この浄化責任をどうするんだという観点は、今おっしゃいましたように、今後の課題として取り組んでいく必要がある、このように思ひます。

○西委員 ぜひともよろしく願ひたいと思ひます。時間がもう余りありませんので、最後の質問になります。基金のことについて一言だけ質問をさせていただきます。

どのような場合に支出をされるのかというその対象者、条件、それから基準等を示していただきたい。

法律案では、指定支援法人は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に助成金を交付する、こういうふうにかかれております。

個人や企業が実際に助成を受けるには、都道府県など自治体に助成制度がまず存在するということが前提となると思います。助成制度が自治体につくられたとして、助成にかかわる審査、これはだれがやるのか。具体的には都道府県がやるのか、またはその他のところで最終的にやるのか。自治体ごとに行うということになりますと、その適用対象、条件、基準、こういうものがそれぞれに異なってくる心配があるんじゃないかということも実は若干気にしております。その点について、環境省のお考えをお伺いしたいと思います。

○西尾政府参考人 お尋ねの基金によります助成金は、これは、この助成措置を行う都道府県に対して行うこととしておりまして、基金と都道府県とが協力をして助成していくという制度でございますので、現に都道府県もいろいろな形で取り組んでいただいておりますが、この法案ができましたら協力して取り組んでいただきたいと思います。

それから、都道府県が具体の事業に交付いたします場合のごときですが、基金から都道府県に行きます場合の基準というものは、できる限り客観的に決めまして、全国的にも同じような基準でできるようにしたいと思っております。

ただ、具体の事業を採択するしないという観点になりますれば、これはやはり住民に近い都道府県でよく具体の事情も勘案しながら検討いただいて、適切な運用をしていただくということが適当ではないかと思っておりますので、都道府県が助成する場合に基金が助成するという仕掛けにさせていただきますというふうに考えて立案して

いるところでございます。
○西委員 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大石委員長 樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きょうも質疑の時間をいただきまして、ありがとうございます。

去年の十月の二十六日の時点で、私、この土壤汚染対策につきまして触れさせていただきました。去年の秋の時点で、私、制度化が必要だということを実は申し上げさせていただいておりました。制度化がなされつつあるということは評価いたしたいと思っております。中身につきまして、まだまだ完全ではないと言わざるを得ないわけでありまして。

先ほど来、大臣も未完成だとおっしゃっております。でありましたけれども、本日に素朴な疑問なんでありましてけれども、未完成な状態で本日に今回閣法という形で法律を提出なさったということ自体、私はちよつとおかしいのではないかと思います。すし、法律を土壤汚染の分野について初めてつくる、今回は新法なわけですから、方向を間違えては取り返しのつかないことになってしまうんじゃないかというふうに考えます。

この法律案のタイトルは土壤汚染対策法というタイトルでありますので、汚染土壌がすべからく浄化される、あたかも全部大丈夫だということのような思いに駆られるかもしれないけれども、全くそういうことではございませんで、正確にはこの法律名は、土壤汚染対策法改め、土壤汚染の一部対策法ではないかと私は思います。

この法律によって、現実には、浄化ではなくて、しかも、あくまで対症療法。つまり、覆土、舗装、封じ込めが大半を占める、結果として、もちろん、なるべく浄化をするというふうに考えていらつしやるのはよくわかっておりますけれども、結果として、やはり言葉で申しますけれども、先送りとかその場しのぎということにどうしてもなってしまうわけでありまして、本当の意味での住民の不

安はなくならないのではないかとというふうに思います。

そもそも、この法律案をいろいろ精査いたしまして、私も検証いたしましたけれども、汚染土壌の把握自体がまずちよつと甘い。土壤汚染対策と言ふには余りにも実効性が低いということをまず指摘させていただきたいと思っております。

私も自由党では、経済の自由党なんというふうにも申し上げておられますけれども、私、個人的には環境の自由党だというふうに言っているんですけれども、まずこの経済の切り口の面からちよつと入ってみたいと思っております。まず、本法案による土地取引への影響についてであります。

きょう、午前中からいろいろ議論もされてきておりますけれども、改めて伺いたいんですけれども、この土壤汚染は私有財産である土地において生ずる問題でありますから、汚染が判明した場合には、土地の価値に影響を及ぼすことは必至であります。土壤汚染は土地の取引などに密接にかかわりがある問題でありますので、資産でありますから、この法律は土地の所有者に対していわゆる調査や措置の実施を求めているので、こうしたことになっていくわけの土地の流動化を阻害するということになるのではないかとというふうな心配もする声もおりますけれども、大臣いかがお考えでしょうか。

○大木国務大臣 今御質問にもありましたように、これは基本的には、個人の財産、私有財産である土地というものを対象にしての話が多いわけでありまして、それに対していろいろ新しい法律あるいは規制が生まれれば、当然それは影響するわけでありまして。

ただ、現在、やはり土地にまつわるいろいろな問題があって、特に汚染というように考えますれば、これは当然にまた地域社会からいろいろな声が出てくることですから、これからそういった趨勢はずつと続くと思うんです。ですから、それが何も法律がないから自由に取

引ができるかといえば、むしろそうじゃないのではないかとということで、これはやはり、一応国としてはこまではこういう形で規制をするぞということを明らかにしておいた方が、土地にかかわるいろいろな取引にしろあるいはその利用にしろ、むしろスムーズに行われるんじゃないかということでありまして、私はむしろ、今個々の問題について言えば、ちよつといろいろと時間がかかるとか新しいことをやらなきゃならぬというようなことも出てくると思っておりますけれども、大きな意味では、私は、土地の取引それから流通がむしろスムーズにいく一つの原動力になるんじゃないかというふうに期待しております。

○樋高委員 取引を安定させる方向だからという大臣のお話でありますけれども、そうならわなくちゃ困るわけなんです。汚染土壌への対策はもちろんと重要なことですが、これはやわらかいじゃないんですけれども、政府はそもそも経済と環境の両立ということをさんざん何度もおっしゃっているわけですから、経済の部分も考え、そして環境の方も本当に大きく前進をさせるということが必要だと思っております。

金融機関の不良債権処理の一環として、不良債権の売却が行われておりますけれども、担保になっている土地にいわゆる汚染が存在する場合に、不良債権の購入者が抵当権を行使してその土地の所有者になると、本法律によりまして汚染の除去等の措置の責任を負うことになるというふうな考えられるわけでありまして、不良債権の売却がおくられて不良債権処理に支障が生ずるのではないかと懸念もこれあるわけでありまして。そのことにつきまして、どのようにお考えになりますでしょうか。

○大木国務大臣 今の御質問は、一般的にいろいろとそういう御懸念というか問題があるということもありますし、恐らく今委員の御質問の背景にも、具体的にいろいろと、例えば米国等の企業からあるいは法律事務所等からそういった懸念が出

ておるといことは、私も承知しております。

そこで本法案は、先ほども申し上げましたけれども、決して土地取引を混乱させるということではなくて、むしろ円滑化するということで期待をしておるわけでございまして、特に、抵当権の実行によって土地所有者となつた者の義務を免除するということが不適当である。しかしながら、例えば、これは非常に例外的なこともあつたけれども、金融機関が抵当権を実行して形の上では一時的に土地所有者となつた場合といつた場合にはどうなるというようなことも、私も既にいろいろと照会もございまして、これについては、そういった一時的な場合にはむしろ一定の配慮をするということで、土地取引の方が混乱しないようにというふうに配慮をする準備をしております。

○樋高委員 一時的所有者につきましては配慮をするということでありませうけれども、それはぜひそうしていただかなくては困るんであります。その配慮の程度を実は物すごく気にしているわけなんです。

それと同時に、一時的所有者、例えば信託業務等々でも、名義をかえるときに一時的所有者になるわけですね。ところが、その取引の途中で、一時所有して、例えばほんの一週間だけ所有するんだよということになつても、そこで何らかのトラブルが発生して、その後二年三年とその土地を所有し続ける、もしくは十年二十年所有し続けるということも現実にはあり得るんです。

では、そこで配慮をして、仮にフェンスだけをつけましたよ、注意の看板を立てましたよ、だけれどもそこには砂じんによつて、いわゆる風によつて砂がどんどん付着して十年二十年、汚染された土壌が外に行つてしまふわけなんですよ。

ですからそういう部分、先ほど申しました配慮の程度の部分と、あと、こういうふうに一時的所有者で配慮をするのはきょう重々わかつておりますけれども、しかし何らかの理由によつて、トラ

ブルによつて一時的所有者でなく長期所有者になつてしまつたということも重々考えられますので、こういう部分は細かくやはりきちつと対策を講じて、考えてやつていかなければいけない部分じゃないかというふうに申し上げたいと思ひます。

次に、目的、趣旨についてでありますけれども、いわゆる予防の観点であります。

今回、土壤汚染対策法案ということでありまして、今現在土壌が汚染されているそのものに対する対策を打つ法律案でありますけれども、一方で、毎日のように今ほとんど汚染されている土壌はふえているわけですから、やはりそこを押さえないと、今汚染されているものだけをまず第一歩だから第一歩だからということをつくつても、私はまだまだ何かすごく重要な部分を置き忘れておるんじゃないかなというふうに、私も一生懸命政府案にいいように理解するように頭を考へめぐらすんでありますけれども、どうしても合点がいかないわけでありませう。

きょうは議論の中で、水質汚濁防止法、いわゆる有害物質を含む水の地下浸水の規制ということの概念で対策が講じられているから大丈夫ですよという話でありますけれども、何で予防の概念をあえて盛り込まないのか、予防の視点が丸々抜け落ちておるのは全くおかしいという声が、実際問題、地域また国民から多いんです。

この水質汚濁防止法というのは、土地があつて、その上に建物を建てました、工場があります、その工場から汚染物質が、その工場の箱から外に出ていないから、土は汚染されていないから大丈夫ですよという概念なんです。水質汚濁防止法というのは、だけれども、何かのトラブルでその工場の建物から、何かちよつとパイプに穴があいたとか、過つて従業員の方がちよつとすぐ敷地の庭のところに捨ててしまつたとか、そういうことは十分にあり得るし、きつと起きていると思うんですけれども、そういうことを考えたときに、この予防の視点、やはり「目的」のところに、きちつと

今回この土壤汚染対策法の中でうたうべきであると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 午前中からいろいろと、予防というのをずっとつきりと書け、こういう御意見もあるわけでございますけれども、いろいろと先ほどから申し上げておりますとおり、とりあへずは法案の直接の当面の目的としては、国民の健康を守るということに焦点を向けられておるわけでございまして、その予防という点、どういふ形で予防するか。いろいろと実際にその法律を適用する契機と申しますか、これがはつきりしない、と、やたらに思ひついたときに適用するということも困るわけですし、それから予防の内容です。どういう措置をするんだということになります。

措置といつた場合には、実は調査から始まるんですけれども、調査も、ただ一般に平生から研究調査ということではなくて、個々の問題についての調査ということになりますから、その辺はやはりもう少し状況をこれからひとつ勉強してということ、ただいまのところは水質汚染の、水の方の関連の法律とかそういうのものでできるだけやりました、さらにまたこの法律では、また先ほどからも同じことを申し上げておるのですけれども、省令だとかいふような形でいろいろとまた補足はしていかなきゃいけないと思つていますが、今のところは予防というものを中心に据えての法案という立場になつておりませんから、言うなれば名が体をあらわしていないかもしれませうけれども、これはこれから、先ほども長いとおっしゃいましたけれども、とりあへずまず十年くらいきちつと法律としてはこれを基礎にして、いろいろとまた実施してまいりたい。もちろん、その間に、必要に応じて、政令なり省令なりで補足はできると思ひますけれども、そういう形でひとつ進めたいというふうに私も判断しておるわけでございます。

○樋高委員 その予防の視点をどういふふう、現実問題として予防が大切なのは大臣も重々思つていらつしやると思うんですけれども、その知恵が浮かんでこないという話だと思ふんです、早い話が。それをまさしくこの国会で、本当にこれはもう環境問題、与党だ野党だと言つておる場合じゃないわけでありまして、きちんと皆様方と英知を結集して、知恵を絞つてやるべき問題であるというふうにお考えになっていかうかというのを、この未然防止を今後いかに入れていくかということをしつかりと議論を深めていただきたいと強く要望させていただきます。

次に、調査、土壤汚染状況把握についてでありますけれども、先ほど来の答弁をお伺いしますと、蓋然性の高い場合を確実に捕らえるんだというところであります。蓋然性が高い場合に把握するのは、これは当然であります。そうじゃなくて、一見蓋然性が低いケースの中にも十分に健康リスクが発生するところがあるから、そこをいかにつかむかということが重要だと思ふのです。

要するに、蓋然性の高いところだけをつかまえるのは、それは当たり前、だれでもできる話なんです。そうじゃなくて、見た目では大丈夫そうなんだけれども、でも実際は汚染されている土壌だよというのはいくらもあるわけで、そこをいかにつかんでいくか、把握していくかということが重要じゃないかというふうに私は思ふわけでありませう。

そのことを考えたときに、いわゆる工場、事業場の廃止時または用途変更時以前、それ以前に土壌を運び出された場合、汚染の拡散をどのように担保するかということを考えなくちゃいけない。土壌が移動後、捕捉不可能であります。その土に、これはどこの土ですよと書かれておるわけでも何でもないのでありますので、有害物質使用特定施設については、土壌を移動し得るときには必ず調査すべきではないかというふうに私は考えますけれども、いかがお考えになりますでしょうか。

○大木国務大臣 今の、土壌についての危険の疑いがあると申しますか、それはどういふときに発

動できるか。それから、それについての実際の調査あるいはその措置ということになりますと、これは非常に広いわけでありまして、これを一般的にとにかく、むしろ浄化を原則として物事をスタートさせるというのは、ちょっと無理じゃないかという感じがしております。

ですから、やはり蓋然性が高いという言葉の中にはいろいろな意味があるわけでございまして、さらにもうその状況を判断して、これはひとつどうしても調査しなければいけないぞというようにすることになれば、それは調査の対象になると思えますけれども、初めから何か浄化をするということが基本の目的だということになりますと、ちょっと広くなり過ぎて、なかなか現実の法律の適用として難しいんじゃないかというふうに考えております。

○樋高委員 私が生し上げていますのは、浄化ではなくて調査の方なんですけれども、いずれにいたしましても、人への被害を及ぼすであろう可能性の高いところを指定するのは当たり前でありまして、調査の機会を限定するのはおのずから把握の機会を狭めているというふうに私は考えます。土が動かせるときには、現実にはやはり調査を行うべきだというふうに考えます。

さて、土壌汚染の調査についてでありますけれども、いわゆる工場がありました。そこから汚染が発生されているんだけれども、例えば重金属なりVOC、いわゆる揮発性有機化合物が、そこで汚染が始まっても、例えば土の中に潜り込んでいった。それで、先ほど来、その周辺の地域はおそれがあるということで調査をするから大丈夫だよという話がありましたけれども、実際問題、例えば町工場があつて、こういう四角い土地があつて、工場が敷地いっぱい建てられていて、仮にその有害物質を捨てる場合は、その土地の真ん中には捨てないわけで、その区画の端っこに捨てるわけですから、ということ、すぐ隣に隣接する区画に十分に移動し得るわけです。また、その中の地層が、例えば粘土層がどうなっているかわからない

わけですね。横にシフトして、敷地の外に十分に広がりが得る。工場、事業場の敷地であつた土地だけじゃなくて、調査においてはやはりこの周辺の土地も含むようにすべきではないかというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○大木国務大臣 今、町工場という言葉での御質問もありましたし、私もそれを頭の中に置きながら今考えておるのでございますけれども、あくまで町工場というのは、一般の地域住民が健康被害をこうむる可能性が高くなるというのは、やはりその施設の使用を廃止し、工場を閉めるというその施設の廃止時に非常にそういうことが考えられますから、そのときに調査を行わせるというのが今の考え方でありまして、操業中の工場に一般の人は常時は立ち入っていないわけでございますから、これはむしろ、まさにその工場の従業員等が一番頻繁にそこで働いているわけですから、これを常時調査を義務づけるということとはちょっと重過ぎるのではないかなというのが私どもの、現実の状況をいろいろと想定しながらの感じでありまして、

ただ、地下水のモニタリング等によつて、汚染の可能性が高いというのが何らかの意味で疑いが高い場合には、これは必要に応じて調査命令を行うことができると思ひます。

○樋高委員 私、先ほど申し上げたのは、要するに、隣の敷地にも汚染がされてしまうから、そつちの方も調査すべきではないかということを申し上げたわけでありまして、今大臣がおっしゃったのは、要するに操業中の工場、事業場も調査すべきではないかという話でありますけれども、先に答へが参りましたので、汚染されていても要するに私は気づかないケースがあるから操業中でもやるべきだという考え方で、次に進ませていただきますと思ひます。

廃棄物処分場についてであります。廃棄物処分場は、特に跡地、今は、見た目というか、全然処分場ではない、しかし、過去に廃棄物処分場として使われていた土地、跡地であります。

いわゆる廃棄物処分場につきましては、廃棄物処理法において構造基準、維持管理基準、そして廃止基準が定められているから大丈夫だよ、問題ないんだよということをおっしゃつておいでしたけれども、本当に大丈夫でしょうか。適切に管理されているから心配ないという話でありますけれども、大変不安なわけでありまして。過去に廃棄物処分場として役割を終えた跡地についての対策も、今回の法律で改めてきちんと措置を講ずるべきであるというふうに考えます。

廃棄物処分場というのは、そもそも汚染されたものを集めておく場所でありまして、かなりの確率で、例えば廃棄物処理法制定以前に廃止した跡地の土壌は汚染されたままになっているんじゃないかというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○大木国務大臣 せっかく廃棄物処理法というものがあつたわけございまして、それが基本的にはまずは遵守されるということを前提にして、私どもはその次のステップということを考えざるを得ないと思ひますが、そういった処理法に基づいて、きちつと処理基準に従つて適正に処分され、適正に閉鎖された土地ということになれば、これは住民への健康被害はもたらさないというのがまずそのスタートであります。

ただ、その基準に違反した処分によつて生活環境保全上の支障が生ずる、または非常に生ずるおそれが高いというような場合には、これは都道府県の知事さんが廃棄物処理法に基づいてその支障の除去または発生の防止のために必要な措置を原

因者及び関与者に命ずる、これが一つの建前でございます。ただ、処理基準には適合していただけれども、跡地利用によつて土地が掘り返されて土壌汚染が生じたというような場合に、人の健康に被害が生ずるおそれがある場合に、これまた生ずるおそれがあるということが一つのあれになります。その場合には、本法案により所要の措置を講ずるということを当然予想しておるところでございます。

○樋高委員 おそれという言葉が出てきました。このおそれという程度が都道府県によつてちがうになるんじゃないかと私は思ふんです。道路一つ挟んで、県境をまたいで全然対応が違うよということも出てくるんじゃないかというふうに私は思ひます。おそれという言葉自体極めてあいまいなわけでありまして、この委員会できちつと具体的に明らかにしていただきたい。政省令で定めるといふのは答えになりません。

要するに、土壌汚染による健康被害を生じるおそれがある土地の調査が必要なきに的確に実施されるようにということがこの法律案でありますから、やはり明らかにきちつとしておくべきだと思います。いかがでしょうか。

○奥谷大臣政務官 具体的なケースといたしましては、周辺で地下水汚染が発見された土地の周辺で地下水が飲料用等に利用されている場合とか、特定有害物質が使用されたこと等が明らかな土地について一般住民が通常立ち入る用途に供されている場合等が言えると思ひます。しかし、さらに、委員おっしゃつたように、今後、その詳細を検討いたしまして、都道府県と共通認識を深めるように努力してまいりたいと思つております。

○樋高委員 政務官、どうもありがとうございます。要するに、今政務官おっしゃつたことは、それはおそれに当然該当すると思ふんですけれども、そうでないグレーの部分というか、本当におそれがあるのかないのかという判断に迷う部分を早く精査してはつきりしておく必要があると思ひますので、早急に議論をして結論を得ていただきたいというふうに要望させていただきます。

また具体例でちよつとお尋ねさせていただきますけれども、大臣に伺ひます。普通の例えば住宅地、一軒家が建つております。その一軒家を建てるに当たつて、土地がちよつと斜めになつてくるものですか、ある土地を切り崩してきて盛り土にしました。土を盛つてその上に家を建てる、こういうケースはたくさんあ

ります。実は、盛り土にしたその土の部分は大部分離れたところから持ってきたんだ。しかも、その土は汚染されていた。汚染されていた土が盛り土になって、その上に家が建てられて、その家が例えば建て売りで売られていたということになったときに、その汚染土壌は十分に健康被害を生ずるおそれがあるということであつたとしても、盛り土の上に家を建てて、その上で家族が幸せに生活を送っている、こういうケースがあると思うんです、実際問題。こういったことを、どのようにして汚染された土であるということを描捉なさっていくおつもりなんですか。

○大木国務大臣 正直申し上げまして、どうやってというのは、今、内容的にはどこかで汚染された土地を持ってきたというお話なんです、その汚染された土ということだれがどうやって認識しておるかという問題になります。だけれども、その土の上に家を建てたというふうなことになる、どの程度に汚染された土であるかということを確認しておるかということから始めるわけでございますので、正直申し上げまして、要するに過去にどこかで汚染されたということなので、それを捕捉するというのはなかなか難しいと思います。

ただ、こういうケースもたくさん出てくると思いますので、そういった場合にどういうふうな、一体だれが責任とるんだというふうなことに付いては、やはりせつかく今こういう法案を出しておるところでございますから、先ほどからいろいろと、たくさん政令、省令と書いてあつて、まだできていないのか、こういうおしかりを受けていますけれども、これはこれからのいろいろな実際の法律の施行の過程において、これはやはり常識的にはこういうルールが適当じゃないかというふうなものがあるんだんできてくると思いますので、そういうものでひとつできるだけ皆さんにも理解していただいて処理するよりしようがないんじゃないか。残念ながら、今のところは、私としてもすぐにかうだという答えはできないんですけれども

も、ルールづくりのためにいろいろとまたひとつ勉強してまいりたいと思っております。

○樋高委員 例えば、先ほど申しました家で生活している方が気づかないケース、認識をしていないということであつて、何十年もそこで生活して、いざふたをあけてみたら、それは、例えば二十年前に盛り土で家を建てたとき、実はその運んできた土がもともと工場跡地で汚染されていたよということをやっと考えての話なんですけれども、そもそも、この法律の「目的」には、人の健康被害の防止というふうになつていっているわけですが、でも、この場合は担保されないわけですから、ですから、こういうケースも、これは一例としてきょうは申し上げておきますけれども、本当にいろいろなさまざまなケース、私もいろいろな方々に聞けば聞くほど、さまざまなこの法律の問題点が浮き出てくるんです、現実問題、ケースとして。ですから、そういうことをきちつと精査をして検討して、対策をしつかりと打つていただきたいというふうに思います。

それに関連してなんですけれども、調査に關しての住民からの申し出制度をきちつと設けるべきだということに私は思います。何でもかんでも役所の方に、うちはちよつと不安だから調べてくれと言つたりとか、そんなにたくさん来られても確かに困りますけれども、不安を抱えているということをやはり少しでも少なくするためには、きちつとした制度を、都道府県単位でもいいんですけれども、つくるべきだ。健康被害を生ずるおそれがあると認めるときは調査がなされるということでありますけれども、おそれというものは、おそれがある場合を一〇〇％役所で把握できるわけじゃないわけですから、それぞれの地域に住んでいらっしゃる方々から情報をいただいて、申し出をいただいて、それによつて調査をしていく、そして不安の増大を防いでいくんだということ、つまり、市民参加、住民参加を促すべきであるというふうに私は考えます。

いわゆる調査命令の要件に該当するかどうか、

都道府県知事が検討して対応をするということに今後なると思いますが、きちんとした申し出制度をつくつて対応すべきだというふうな考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○大木国務大臣 地域の事情をよく御存じの住民からの情報をお願いしたいということは、これは非常に意義のあることだと思いますから、そういう情報がどんどん出てくることについては、決して私どもも後ろ向きに対処するのではなくて、いただければ結構だと思つています。

ただ、実際に、要請についてこれをどういうふうに取り扱うということになりますと、もちろん、各地域によつて状況も違いますし、環境省が総力を挙げて、まだ千人にも足りない役所でございますので、今すぐに毎日その現場へ出かけていつて直接にということにはなかなかなりませんので、まずは都道府県の知事さんに、そういった調査命令を発する要件の内容があるかどうかというのを御判断いただいて、該当するとなれば調査命令を行つていただく。これは、現在のこの法律の中でそういうふうな予定しておるわけでございますので、現実にはいろいろと住民からのお申し出があれば、これは都道府県の方でひとつ前向きに対応していただくことになるかと思ひます。

○樋高委員 大臣、環境省は今総力を挙げてでも十分に満たないということですが、そういうときこそ大臣の頑張りがところでありますので、ひとつよろしく願ひします。

調査後の公告についてでありますけれども、調査結果の公開を義務づけるべきであるというふうな考えなんです、汚染状況をいわゆる台帳に記載して、公衆の閲覧に供するというふうな書いてあります。汚染状況とは具体的に何の項目について公表する予定をしているのか。例えば、調査内容なのか、方法なのか、結果なのか、日付なのか、調査機関なのか、ちよつと具体的に伺ひしたいと思ひます。

○奥谷大臣政務官 具体的に台帳に記載する事項

は、指定区域の所在地等に加えて、調査結果に基づく汚染の状況、それから覆土、封じ込め等の措置を行ったときはその内容を予定しておりますが、今後、なお詳細に検討してまいりたいと思つております。

○樋高委員 答弁で検討するということは、お答えになつていないんじゃないかと思ひますけれども、私は何が言いたいかといひますと、要するに、調査機関をきちつと書いていただきたいというふうには私は思ふんですね。そのことだけ申し上げておきます。

次に移りますけれども、いわゆる地下水の汚染状況把握についてであります。

工場や事業場が操業中である場合には、その周辺で飲み水として利用されている地下水の汚染が発見されれば、調査命令ですとか措置命令がなされるので、健康被害の防止が図られるということでありますけれども、そもそも、住民が飲用に利用している地下水、例えば井戸水ですけれども、地下水が汚染されているかどうかの把握が、今現在必ずしも十分じゃないんじゃないかというふうには私は思ふんであります。

モニタリングをきちんとしているんだらうかというふうには私はお尋ねをしたいんであります、いわゆる良質で貴重な水資源である地下水を安心して飲んでいただけるように、地下水の汚染状況の把握を進めることが必要であるというふうに考えます。

そもそも、モニタリングもどの程度やつていらっしゃるのかも含めて、この地下水の汚染状況の把握、私はもつと強力にきちつと、環境省でまだ把握なさつていないと思ひますので、それぞれの都道府県で一部調査しているだけにすぎないんじゃないかと思ひますので、進めるべきだと思ふんであります、いかがお考えになりますでしょうか。

○大木国務大臣 地下水のモニタリングというのは、やはり全国にごいます井戸、地下水ですから井戸を調べるといふことになると思ふんです

が、平成十二年度におきまして、大体全国で一萬二千本の井戸でのモニタリングを実施しております。このモニタリング、都道府県ごとに、五年程度で一応必要な地点を一巡するようにいうことで実施をしておりますけれども、これで十分かどうかというのはいまなかなかあれですけども、またこれですっかり新しい法案も今出しておるところでございますから、今後とも、十分かどうかというところを含めて、きちつと見守ってまいりたいと思います。

○樋高委員 例えば井戸一萬二千本という話がありましたが、全然けが違っていると思えますね、実態は。またしっかりと調査をしていただきたいと思えます。

汚染の除去等の措置が実施された後、きちつと措置がなされたかどうかという判断はどのようになさるのか、お伺いしたいと思います。

○奥谷大臣政務官 実際に実施された措置が技術的水準に定められたとおりに実施されたかどうかにつきましては、都道府県において書面、写真によつて確認を行うこととなります。また、必要がある場合には、立入検査の権限が与えられております。

例えば、覆土や舗装であれば、覆土または舗装された範囲及び厚さについての確認、掘削除去であれば、汚染されていた土壌の範囲及び深さの確認、土壌の搬出がある場合には、その処分に関する記録の確認などが考えられると思えます。

○樋高委員 次に、情報公開関係でありますけれども、土壌が汚染されていることが判明したときに、土壌汚染は目に見えないものである、目で見えるんだつたらまだ危機感がありますけれども、目に見えないものでありますから、周辺の住民が土壌汚染についてかえつて非常に大きな不安を持つてしまつたり、また調査や措置を実施した結果について不信感を抱いたりといったケースが十分に予想されるんじゃないかというふうに考えました。したがって、土壌汚染対策を進めるに当たつて

は、土壌汚染の問題についての住民の十分な理解を得て、安心をしていただくことが私は本当に必要なことじゃないか。今本当に政治不信また行政不信がある中でありますから、余計そうだと思います。このためにどのような対策が必要というふうに考えておいてほしいか。

○大木国務大臣 この土壌汚染問題に限らないんですけれども、環境問題というのは、目に見えないと今おっしゃいましたけれども、これからまた法案審議していただきます例えば地球の温暖化というふうな問題だつてなかなか目に見えないし、すぐには肌に触れてわからないというのが多いわけですが、土壌汚染につきましても、現場でそういうの実際に触れた方はわかるけれども、一般論としてはなかなか難しいという点がございいます。

ということでありまして、今後でもできるだけ、土壌汚染のリスクといいますが、リスクについての知見、情報を普及して、国民の理解を深めていく、リスクコミュニケーションを行うことが非常に大切である、こういうふうな考えております。

ただ、それじゃ具体的に何をやるかということですが、とりあえず、非常に地味な話かもしれませんが、リスクについても、国や都道府県が、土壌汚染とそのリスクに関する知見、情報を積極的に必要とすることへは提供していく。あるいは、土壌汚染対策というものは、これまたいろいろと専門家もだんだん育つてきておるわけですから、そういうものを熟知している人材、それから土壌汚染による環境リスクに関して人々にわかりやすく説明できる人材、これはわかつていても一般の人には上手に説明するということはかなり能力も必要でありますので、そういう人材の養成というふうなことも計画をしております。

○樋高委員 地味なことでもしっかりと、地域に根差してリスクコミュニケーションの積極的推進は不可欠であるというふうに思います。周辺住民の方が納得できるいわゆる情報公開と申しましょ

うか、リスクコミュニケーションを図っていただきたいと思えます。

ほかにもきょうはたくさん質問したいことがあつて、最後にお伺いをさせていただきたいのは、いわゆる見直し期間の短縮についてお伺いしたいと思えます。

この法律案は、後ろの方に、十年後いわゆる見直しをするということでありまして、私は見直し期間の大幅短縮を図るべきであるというふうに考えます。

汚染土壌をめぐつては、判明件数が年によつては前年の倍になつたりとか、著しく増加しているわけでありまして、そういったいわゆる土壌汚染をめぐる環境の急激な変化が想定し得る。これから十年後なんて、どうなっているかもう想像を超えてくると思うんです。だからこそ早期に見直すべきだということに考えますが、先ほど来大臣は十分だと言つていながら見直し期間を十年後に設定するのは、私は矛盾しているというふうに言いたいんでありますけれども、いかがお考えでしょうか。

○大木国務大臣 この法案の有効期間十年ということについては、いろいろと御意見があると思えます。

確かに、今、まだこれから省令だとか政令で決める部分が多いわけですから、それなぞもきちつと、もう少し早く法案自体の見直しができないかということですね。逆に、これはやはりかなり広いいろいろな影響が出てくると思えますので、例えば土地の取引というふうなものについても影響するわけですから、ある意味ではやはり法的安定性と申しますか、一応基本はこうだよ、その中でいろいろと手直しはするけれども、基本はこうだということ、十年は原則としてはこれでやつていくんだということもある程度きちつとした方が、むしろそれにとつて、安心して申しますか、よく理解していただいて、その中でいろいろと対策を考えていただくということで、一応私どもとしては、それはいろいろと見直しは必

要だと思えますから、いろいろと新しい知見の進展等によつて、必要があればまた十年を待たずにどういうふうに対応するかということは考えますけれども、一応はこの法案としては、せつかくひとつつとつて、皆さん方、御理解して、それに基づいて新しい体制を進めていこうということでございます。十年とさせていただきますし、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、環境影響評価法とかPCB処理推進特別措置法など、ある程度見えないとかなかなか結果がきちつと出てこないというものについては大体十年ぐらいということでございますので、私どもとしては十年でひとつやらせていただきたいというふうに考えております。

○樋高委員 ほかの法律はほかの法律でありまして、やつてみなくちゃわからぬというのは困るわけでありまして、続き、また次回させていただきます。きょうは、ありがとうございました。

○大石委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。

私は、昨年の十二月のこの委員会、住友電気工業の土壌・地下水汚染問題を質問させていただきました。そこで、きょうは、この問題がたいま議題となつております土壌汚染対策法案ではどういうことになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

住友電気工業は、昨年八月の三日、九八年より実施してまいりました六製作所の敷地内の土壌、地下水の自主調査結果を公表いたしました。それによりまして、各製作所敷地内で、環境基準値を超えるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物が検出され、大阪製作所ではシアンが、伊丹製作所では弗素、六価クロム、砒素が環境基準値を超えていたということでございます。

各製作所では、汚染状況の調査結果を所管自治体に報告するとともに、汚染の拡散防止及び敷地外への流出防止などの浄化対策を進めておりま

す。これは、現行の土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針での行政指導からいっても、自主的な調査結果を関係自治体に報告をし、浄化対策を講じることは当然のこととさせていただきます。

今度の法案第三条では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地、そこについて調査をし、報告するということになっておりまして、操業中の工場または土地は対象外になっております。

そこで、住友電気工業は、伊丹製作所を除いて、また自主的な調査での浄化対策を行っていましたが、この法案は、操業中の住友電気工業は、第三条第一項での調査をしなくてもよいということにはなりません。いかがでしょうか。

○西尾政府参考人 本法案第三条一項の規定は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地に適用する、こういうこととさせていただきますので、御指摘のように、操業中の工場、この場合の住友電工の操業中の製作所といったようなものにつきましては、三条一項の調査義務は課せられないということとさせていただきます。

○藤木委員 そうしますと、また、住友電気工業の自主調査で、各製作所敷地内で、環境基準値を超えるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物が検出をされ、大阪製作所ではシアン、伊丹製作所では弗素、六価クロム、砒素が環境基準値を超えていたわけです。ところが、伊丹製作所を除いて、他の工場は敷地内の汚染にとどまっております、外部への汚染はないとしております。

しかし、この法案の第四条第一項では、汚染土壌による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査は、政令で定める基準に該当する場合に命ずることができるとしております、一般の人が立ち入らない場合であるとか地下水の利用がない場合には、調査を命じられないということになっております。

そうしますと、住友電気工業の場合、伊丹製作

所を除いて、敷地内で環境基準を超える有害物質が検出されても、この法案の第四条第一項での調査命令は発動できないということではないのですか。

○西尾政府参考人 伊丹製作所あるいはそのほかの住友電工の各製作所を例にとつての御質問でございますが、この四つの物の考え方といたしまして、確かに、それぞれの敷地内に汚染がとどまっております、一般の人にも触れない、あるいは地下水にも影響がないというような場合にあっては、基本的に健康に被害を及ぼすおそれがある場合だということにはならないのだと思っております。

ただ、よくよく見まして、周辺で地下水の飲用があるような場合というような場合には、それは四条一項の命令によつて汚染状態を調査させるということもあり得るかと思っておりますが、敷地内にあくまでとどまるという場合は当たらないと思っております。

ただし、本事例は、既に事業所で自主調査をやっておりますので、この法案の扱いとは別途、その自主調査というものの推移を見ていくということが適当ではないかと思っております。

○藤木委員 伊丹の場合は、周辺井戸に検出をされたわけですね。しかし、それ以外の場合は、敷地内にとどまっております、一般の人にも立ち入らないということですから、この法律ではやはり該当しないのですね。

○西尾政府参考人 四条一項の適用に当たりまして、周辺の人の健康被害のおそれがあるかどうかということにつきましては、慎重に判断する必要がありますが、一つは、一つのタイプのカルナ場合として、敷地外に全く影響が及ばないというような場合には、四一条一項の調査命令を課する必要はないというふうに考えております。

○藤木委員 水質汚濁防止法の地下水浄化命令も同様の規定になっているというふうにお考えかもしれませんけれども、それでは、地下水浄化命令を発動した事例は全国で一体どれだけあるか。全く条文そのものが事実上空文化していると私は思

うわけですね。

ですから、私は、政令で定める基準には、人の飲用に供する場合などという条件はつけないで、土壌環境基準や地下水環境基準に適合しない場合は発動できるというようにすべきではないかと思ふのでございます。環境省、どうですか。

○西尾政府参考人 本法案の四一条一項で行います調査命令は、やはり人の健康被害を生ずるおそれ、そういう蓋然性の高い場合ということを規定していく必要があると思ひます。

したがって、御指摘のような形で、土壌環境基準や地下水環境基準に適合しない可能性のあるということだけで調査命令に直結するという形にするのは、健康被害の蓋然性がさほど高くない土地についても調査を行わせるというような形になりますので、そこまでの義務負担を課することは適当ではないというふうに考えております。

○藤木委員 では、現在の対策指針よりも後退するような法律だということでは困ると思うんですが。

さらに、水質汚濁防止法の地下水浄化命令は、「浸透があつた時において当該特定事業場の設置者であつた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。に)対しても、同項の措置をとることを命ずることができる」と、過去に遡及して適用できるようになっております。

しかし、附則第三条では、「第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地については、適用しない」として、今度の法の施行後に廃止を届けたものから適用されることになっております。これでは、負の遺産と言われるこれまでの土壌汚染は、工場外での汚染が発見される以外、調査の対象にもなりませんし、汚染土壌のまま放置されるということになるわけですね。

ですから、法案の第四条による命令は当然のこととして、第三条による命令も、水質汚濁防止法の地下水浄化命令と同様に、特定施設を使用して

いた工場または事業場の敷地であつた土地についても遡及適用できるようにすべきだと思うのですが、環境省、どうですか。

○西尾政府参考人 三条一項で有害物質使用特定施設等を廃止する場合の調査義務でございますけれども、やはりこれは、現実にいるいろいろなデータから、汚染の可能性が高い、あるいは健康被害のおそれが高いところまではまだいっていませんで、有害物質使用特定施設であるからということと比較的そういうリスクを生ずる蓋然性が高いということでありまして、そういうものを汚染防止という見地からとらえまして、調査命令をかけるということにしておるわけでございます。

したがって、過去に遡及して一律に義務を課していく対象にするというのは、やはり規制あるいは義務を課する制度としては適切ではないのではないかとこのように考えております。

○藤木委員 負の遺産は負のままで維持をするということになりかねませんね。

伊丹製作所の場合は、八七年の兵庫県の周辺井戸調査で環境基準を超えるトリクロロエチレンが検出されたということで、県の行政指導が入つたわけです。そこで、工場内の調査を実施したものでした。ですから、トリクロロエチレンは、八八年のボーリング調査で検出され、八八年の五月に自治体に報告されておりますけれども、弗素は、八四年のボーリング調査で検出され、昨年六月に報告、六価クロムは、八八年のボーリング調査で検出をされ、同じく昨年六月に報告、砒素は、九〇年のボーリング調査で検出をされ、やはり昨年六月に報告されております。

この間に、報告していない間に、伊丹製作所は、土壌ガス吸引法や揚水処理、隔壁や土壌除去などの浄化作業を進めておりました。トリクロロエチレンで四ミリグラム、弗素で二・二ミリグラム、六価クロムで百ミリグラム、砒素で〇・〇四ミリグラムに引き下げていたわけです。しかし、引き下げていても、依然として、基準値の百三十三倍

のトリクロロエチレン、二千倍の六価クロムなど、四物質が環境基準を超過しております。

そこで、今、伊丹製作所は、環境基準値以下にしようと浄化作業を続けていますけれども、依然として四物質が環境基準を超過しているわけで、当然、この法案の第五条の指定区域の指定をすることになると考えますけれども、環境省、いかがですか。

○西尾政府参考人 この法案におきます制度の説明をまずいたしますと、御指摘のとおり、地下水の汚染が認められ、あるいは周辺で地下水を飲用している、そういうような場合におきまして第四条の調査命令がなされることはあり得るわけでして、その結果、敷地内の土壌が五条の要件に該当する、その要件をこれから決めなければなりませんけれども、環境基準を大きく超えるようなそういう汚染があったということになれば、指定地域として指定しまして、本法に基づき必要な措置を講ずることと相なろうかと思えます。

ただ、ちょっと先ほど申し上げましたように、本事例は、実は既にそういう対策を実施中で、確かに浄化には時間がかかります。大分下がってきておりますけれども、まだ高いということで、それを引き続き浄化対策をしておるということでございまして、この事例につきましては、その推移を見ていくということは必要ではないかと存じております。

○藤本委員 調査をして、必要であれば指定区域にすべきだと思えますね。

それでは、伊丹製作所の場合、トリクロロエチレンは八八年のボーリング調査で検出をされて、同じ年の五月に自治体に報告されていますけれども、先ほど申しましたように、弗素は八四年の調査で検出しているわけです。六価クロムは八八年に検出しております。そして砒素は九〇年、いずれもボーリング調査で検出をされておりますけれども、にもかかわらず、いずれも昨年の六月に報告をされているわけです。兵庫県も八七年の地下水調査で伊丹製作所の汚染を発見しておりますし

て、汚染対策を指導しておきながら、一般の周辺住民への情報を公開してはおりませんでした。昨年六月に公表されるまで、一般周辺住民は何も知らないまま有害物質での汚染の危険にさらされていたということになるわけです。

ですから、汚染が発見された場合、いち早く一般の周辺住民への情報の公開が非常に大切であろうと思うわけです。この法案の第六条で、指定区域台帳を調製し閲覧に供することになっておりますけれども、住友電気工業の場合は、台帳で周辺住民が閲覧できるということになるのでしょうか。

○西尾政府参考人 御指摘のように、環境汚染の情報を公表していくというようなことは非常に大事なことでございまして、これはもう、この法案というよりも、実際に自治体におかれても積極的に行われるべきようなものではないかと思っております。

ただ、本件につきましては、先ほど申し上げましたように、今、自主的取り組みということを実施しております。それが続いている状況をもう少し注視した方がいいと思っておりますので、台帳のところだけこの法律を適用してリストアップするというのは少し適当ではないのではないかと考えております。

○藤本委員 そうしますと、現在汚染されているということがはっきりしていても、指定台帳の区域には載せないということなんですか。載せないんですね。どちらですか。

○西尾政府参考人 この法律の指定台帳の規定がございまして、これは、四条からの調査をやりまして、それから汚染を発見してという一連の流れを経て確認をしたものが指定台帳に載ってくるということに相なります。

今御指摘の住友電工のケースは、この法律の施行前に実際に自主的な対策に取り組んでおられるので、それをこの法律に途中から乗せるのかという点にしましては、もう現に対策が進められているということでございますので、その対策の推移をまずは見ていくということが適切ではないかと思っておりますので、そういう面では、四条の調査を始めません場合は、台帳にリストアップをするという条項のところが適用になるということにはならないというふうにお答え申し上げます。

○藤本委員 指定区域にきちんと載せて調製をし、閲覧に供して情報を公開するということをやるべきだと思えますね。

さらに、伊丹製作所では、依然として基準値の百三十倍のトリクロロエチレン、二千倍の六価クロムなど、四物質が環境基準を超過しているわけですが、工場外への汚染はないとしております。兵庫県の周辺井戸のモニタリング調査でも、環境基準を超えるものは現在検出されていないとしております。

そこで、現在行われている浄化作業は兵庫県の行政指導によるものでありまして、水濁法の地下水浄化命令によるものでもありませんけれども、今度の法案が成立したとしたら、浄化を続ける根拠がそれではなくなるのではないかと私は心配いたしますけれども、現行どおり環境基準値以下まで浄化を続けさせられると考えてよいのですか。

○西尾政府参考人 本件につきましては、この法律を今審議いただいているところでございますので、その前に汚染が出て、自主的な取り組みをしておるといふケースでございまして、そのケースをどう扱うかということですが、現に対策に取り組んで、浄化まで目指してやっておるということでございますので、まずはその対策を見守るのが適当ではないか。ということとは、逆に言いますれば、現在県の指導に従って浄化対策をやっておるわけでございますから、これがきちんと自主的になされるのであれば、それが完成してきちんと対策が完了するというのが望ましいというふうな考えでおります。

そういうことで、この法律ができたからそれを出す中でやめさせるとか、そういうことにはならないというふうな考えでおります。

○藤本委員 ただ単に浄化作業をやっているだけ

じゃなくて、環境基準値以下にするという努力をしているわけですね。私は、やはり環境基準値以下になって初めて負の遺産が負でなくなるというふうな思いいます。

また、伊丹製作所では、この間に、有機塩素系については土壌ガス吸引法や揚水処理、重金属については隔壁や土壌除去などの浄化作業を進めております。これは、現行の土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針で、有機塩素系については地下水揚水、土壌ガス吸引、重金属については封じ込め、浄化という対策が示されているからそのとおりに行っているわけですね。

しかし、今度の法案の第七条第四項では、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は環境省令で定めることになっていて、その汚染の除去等の措置とは、立ち入り制限、覆土、舗装、封じ込め、浄化等の対策をとることになるというふうな同ってあります。

これは、費用対効果、土地の利用や飲用井戸の利用の状況などを勘案して方法を定めることになると、伊丹製作所の場合、工場敷地外に汚染が漏れていないとしておりますし、周辺井戸での飲用も今はなく、一般の人が工場内に立ち入ることがないということなどから、少なくとも操業中でもありますし、汚染土壌についての封じ込めや浄化の対策までとらなくてもよい、こういうことになるのではないかと心配いたしますけれども、現行どおり土壌除去などの浄化作業を続けさせることができるかと考えてよろしいのでしょうか。

○西尾政府参考人 この第七条におきます対策の技術基準はこれから決めるということでございますので、その中にいろいろ精緻に書かれることになりまして、そういう事柄と現実の汚染とを比べなければいけませんので、ちょっと今の個別事例について、どこまでの措置が要求されるかについて確定的な申し上げようとは思っておりません。

ただ、この伊丹、私の承知しておりますところ

は、この周辺には井戸があり、飲用の可能性もあるというように聞こえておりますので、もしそういうことであれば、そういう地下水が汚染をされて、広範に汚染をされているということであれば、浄化も含めた相当程度の措置が要求される場合もあるというふうに考えております。

○藤本委員 そうなりますと、この法律で基準値以下にまで下げさせられることはできませんか。

○西尾政府参考人 まず一つ、現在やっております県の指導、これは必ずそういうことでやっていくっていただくということが適当だと思っております。

それから、この法律につきましては、繰り返しになりますが、汚染の状況等にに応じて健康被害のおそれを防止することに必要な対策を要求するというになりますので、このケースにつきましては、具体的に当てはめてどういう対策になるかということにつきまして、今ちょっと確定的に御答弁させていただくことが難しいと思っております。

○藤本委員 そういう事案がこの法律でどうなるかということをお伺いしているわけで、それが答えられなければ困るわけですね。

さらに、六価クロムなどにつきましては、兵庫県は、昨年六月に初めて行った定期モニタリング井戸での調査を継続実施するとともに、今後浄化対策を指導する、こう言っております。ですから、この法案での汚染の除去などの措置をとることにはいろいろな方法があるということではなくて、敷地内での重金属の土壌汚染を環境基準値以下に下げるまで浄化の責任を汚染原因者や土地所有者等に果たさせる、そういう指導をすべきだと思いますが、いかがですか。

○西尾政府参考人 詳細に検討する必要があるかと思いますが、重金属類等につきましては、基本的には余り動かないあるいは水に溶けないということがございますので、その土地の利用が一般の人が触れるような利用をしていく、自由に利用していくということであれば、その重金属類等の汚

染を除去、浄化をする必要があると思いますが、そういう利用でない場合におきましては、舗装をいたしましただけをいたしますということにおきまして健康リスクを避けることができると思っております。

それから、地下水の場合は、いろいろ精査しなきゃいけないと思いますが、一番典型的なこととして、外に飲用の井戸があつて、そこで汚染が出ておきまして、それが環境基準を超えておきというようなことであれば、それが下がるように必要な対策を講じていくということが基本ではないかというふうに思っております。

○藤本委員 それは当然です。もう余りにも当たり前のことだと思ひます。

次に、大阪市此花区高見の住宅団地での土壌汚染問題で伺います。

この土壌汚染は、二〇〇〇年の十二月に都市基盤整備公団関西支社が、住宅団地、高見フローラルタウン内の高層住宅建設予定地で、国の環境基準値を上回る水銀、鉛、砒素などの重金属が土壌や地下水から検出されたというものです。環境基準と比べまして、鉛が最大四百四十倍、水銀が二百八十倍、セレンが百九十倍、砒素が六十五倍でした。

公団の関西支社は、一九八二年、東京の化学メーカーから、建設予定地を含む約十六ヘクタールを住宅建設用地として取得いたしました。この場所には五〇年代まで同化学メーカーの化学肥料製造工場が操業していたわけです。しかし、この化学メーカーは、検出された重金属は製造過程では使っていないとしておりまして、大阪市は、重金属が別の場所から流れ込んだ可能性もある、このように見ているわけです。しかし、この化学メーカーの八十年史というのを見ますと、肥料工場だけでなく、鉛式硫酸製造設備を持った硫酸工場とか食塩電解工場も稼働しておりましたので、これは詳しく調査をして汚染原因者を特定する必要があると考えます。しかし、いずれにしても、今、公団は、建

設予定地の汚染土壌について、基準の十倍以上のものは産業廃棄物処分場に運び、それ以外はコンクリートで囲って地下に封じ込める工事を進めていまして、今度の法案が施行した場合、この建設予定地は、土地所有者である公団に対して、第三条の調査、第七条の措置命令ということになるのでしょうか。いかがですか。

（委員長退席、奥田委員長代理着席）

○西尾政府参考人 このフローラルタウンのケースにつきましては、有害物質使用特定施設に係る工場等用途変更していくようなケースと異なりますので、三条の規定は当たらないと思っております。

それから、またこの場合でも四条はどうなるのか、あるいは七条はどうなのかという議論になると思っております。それで、先ほどと同様に、事実上自主的な対策が打たれている、そういう経過的なときにこの法案ができたといったした場合にどうなるかということであろうかと思ひます。このケースにつきましては、いろいろと、直接採取に係るリスクの問題でありますとか、その自主的にやっております対策が大体十分なものが多分なされるであろうということであれば、その推移を見守るということもよいのではないかと思ひますが、これについてはいろいろ議論があるやに聞いておりますので、自治体ともよく連絡をとっていく必要があるというふうに思っております。

○藤本委員 この化学メーカーの工場跡地内には、今の建設予定地のほかに、もう既に分譲されております賃貸マンションとか市営住宅が建っているわけですね。約三千三百世帯が入居しているわけですね。

ですから、公団と市は、昨年一月、周辺地域の百三十九カ所の表土を調査いたしました。最高、基準の十四倍の砒素、四倍の鉛などが見つかりました。十七地点で基準を超えておりました。基準を超過した汚染土壌は撤去されましたけれども、深い地点や地下水は調査されなかったん

です。大阪市は、基準の数倍程度なら健康に全く影響がない、地下水も飲んでいない、既に住宅が建っている、調査にも限界がある、さらに調査する予定はないということなんですね。

しかし、地下水を飲用していないとしても、環境基準を超えているわけですね。一般の住民が毎日生活しているところなんです。汚染土壌は、幼児が公園などで誤って口に入れるということも十分あります。大人だって土ぼこりを毎日吸い込むというのをやっているわけですね。重金属は、長期間の摂取で、低濃度であつたとしても肝臓障害や神経系の障害などを引き起こすということとは既にわかっております。ですから、跡地全体の地下二メートル程度のところからかなり高濃度の汚染があると思ひますので、改めて跡地であつた敷地全体の汚染の程度と範囲を調査し、対策をとることが必要ではないかと考えるわけです。

この法が施行した場合、大阪市は、それじゃ第四条の調査や第七条の措置命令を土地所有者に命ずることはできませんか。

○西尾政府参考人 まず、四条の調査命令は、汚染の可能性が高くて、汚染があるとすれば健康被害のおそれがある土地に対して行われるということでございますし、また、七条の措置命令は、土壌汚染による被害を防止する観点から、指定区域内の土地において一定の基準を超える汚染土壌が露出しているなど、リスク管理の状況に問題がある場合、あるいは、地下水経由の健康影響について、その地下水が飲用等に利用されているというようなことで発動するわけでございます。

このケースにつきましては、先ほど申し上げましたように、事実上やっておりますことがある程度適切に行われて、それで対策ができていくというのであれば、その推移を見守るということがいいのではないかと思います。しかし、この法ができましたときに、この法で要求している対策、その内容につきましては、いろいろなケースがあつて、そのリスクを防止ということで、覆土を適切に行えばいいというケースもありますので、今や

っている対策でもやはりこのリスクを防止するに足りるということになるかも知れませんが、いずれにいたしましても、この法律で要求するような対策のレベルというものという自主的におやりになって完了しようとしている対策というものを比べまして、個々個別に判断していく必要があるというふうに思っております。

○藤本委員 ここは私も行ってきまされたけれども、完了してないんですよ。対策を途中でほうり投げようとしているわけですね。今度できる法律に非常に期待が高いわけですよ。ですから、私はぜひ、法の施行で新たにやれることなんですから、これは積極的に活用していただきたいと思っております。

汚染土壌の調査ですけれども、昨年の一月の公団と市の表土調査では、十七カ所の地点で基準を超過していましたが、溶出基準を超えていないところは、含有量の調査をしていないかあるいは調査していてもわざと公表していないか、まあ公表はされていないわけですよ。ですから、公団が鉛の調査をした十二カ所のうち、一カ所だけが溶出値を超過しておりまして公表しておりますけれども、あとは含有量を一切公表しておりません。

ところが、溶出値はるかに基準より下回っておりまして、含有量の方がはるかに超えているというところが何カ所もございます。例えば、七番街区というところで、鉛の溶出値が〇・〇〇五ミリグラムであるのに対して、含有量は一千百〇六ミリグラム、基準の二倍近いですね。また、〇・〇六三ミリグラムの溶出値に対して、二千九百ミリグラムの含有量というふうになっております。ですから、表土調査で溶出値が基準値以下でも、含有量調査をちゃんとやって公表し、除去等の対策をとるべきだと考えます。

現行の調査・対策指針でも、表土調査に当たっては、カドミウム、鉛、砒素または総水銀を対象項目とする場合には含有量についても測定することになっておりますけれども、今度の法案の基本と

なったことし一月の中央環境審議会の答申でも、「感受性の高い集団も念頭に置き、汚染土壌を通じた長期的な暴露を前提として、健康影響に係るリスクについて、何らかの管理が必要と考えられる濃度レベルとして設定する。」こうしているわけですね。

ですから、現行の調査・対策指針では含有量参考値を示しているわけですが、今度の法案では、政省令で定める基準に、ダイオキシン類対策特別措置法の土壌の汚染に係る環境基準のように、土壌中に含まれる重金属の基準をも定めていただいて、高見住宅団地のような汚染土壌の調査及び除去等の措置をとらせることになるのではないかと思いますが、その点はいかがですか。

（奥田委員長代理退席、委員長着席）

○西尾政府参考人 従来の土壌の環境基準、これは溶出、溶け出していく方の基準ということを決めておりましたので、これは環境基準に定まっておりますので、溶出ということにつきましては広く調査をされたいということになって普及したのではないかと思います。

しかしながら、先生御指摘のように、重金属等の健康リスクということになりますれば、これは直接摂取によるリスク評価ということが非常に重要でございます。審議会の議論も踏まえまして、含有量で基準を考えていくということが大切であるということになっておりまして、この土壌汚染対策法におきまして、こういう直接摂取によるリスクということにつきましては、こういう含有量基準ということを定めていくという方向で考えておるところでございますので、この法律におきましては、そういう重金属等の汚染につきましまして、含有量基準の調査あるいはそういうものの対策、こういうことになっていくと思っております。

なお、本件につきましては、そういうことになりましたときに、この地域における対策が十分なのかどうなのかという個別の課題ではございますが、大阪市ともよくよく連絡をとってまいらる必要

があるというふうに考えております。

○藤本委員 そこで、大臣にお伺いをしたいというふうに思いますが、これまで議論してまいりましたけれども、現在操業中で、周辺に飲用井戸などがなくて、一般の人が立ち入ることがない場合には、土壌汚染状況調査も土壌汚染による健康被害の防止措置も講じなくてもいいというような大変限定的な土壌汚染対策の仕組みにこの法律はなっているわけですね。

これは、中央環境審議会の答申にもございますように、「土壌汚染の可能性の有無にかかわらず、すべての場合に調査を行うことを義務づけることは、国民に過重な負担を求めるものとなり適切でない」、こう言っておりますので、調査や浄化対象を大変限定しているわけですね。

しかし、私、国民の過重な負担と言いますけれども、それは汚染原因者や土地所有者である工場または事業者の調査や浄化での費用負担が重いというところでありまして、いわば産業界の要求で義務づけられる対象を極めて限定しているのではないかとこのように思うわけですよ。

さらに、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」というのにありますけれども、「具体的な対策の発動や処理の基準について地下水の利用状況等地域の実情に応じた規制が可能なように工夫すべき」という規制緩和の方向に沿った側面を持っているわけですね。ですから、この法案が大変不十分な内容になっているというふうに思います。

しかし、だからといって、負の遺産と言われる土壌汚染の多くをそのまま放置しておくわけにはいかないと考えるわけですね。人の健康被害のおそれだけではなくて、生活環境影響や生態系影響も視野に入れて、実効ある土壌汚染対策を講じていたいただきたい、このように思いますが、大臣いかがでしょうか。

○大木国務大臣 今、国民という言葉の中に、国民一般の過剰な負担というのは困るというお考えもあるし、しかし今、委員のお話の中には、国民

といっても、現実には今の土壌汚染にかかわっておるといいますか、それと関連のある事業者ないしはその土地の所有者ということをお話ございました。

ただ、その事業者とか土地の所有者といいますが、実際にその汚染、仮に汚染があるとしても、それとのかかわり合いというのはケースごとに非常に違うと思うんですね。ですから、やはりこれは、今おっしゃったとおり、一般論としてはそういった考え方もこれから考えていくということでありまして、どうなんでしょう、生態系の話とか、そういったものがいきなりぱんと入りますと、でさうがった今の法律の中でも、その中のいろいろな措置というののもまだ十分じゃないということでございますから、これは今後の知見がだんだん集積してまいりまして、それがどういうふうな土壌汚染とかかわってくるかというところの中でまたそういった新しい視野からの検討ということでは、ですからもちろんこれはこれから検討してまいりますが、今の一つの基本的なアイデアとして、基本的な考え方としてそういうものをすぐにそこまで広げるということについてはいささか、十分これからの状況を見て、やはりバランスを考えなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

○藤本委員 その視野が狭くならないように、広げていただきたいということを申し上げているわけですよ。

また、さきに挙げましたように、負の遺産と言われる土壌汚染の多くがそのまま放置されかねないというのは、工場だとか事業場の私的財産権が障壁となっておりまして、所有地に対する調査だとか浄化対策の発動が制約されるという点があるからなんですね。

例えば日本の場合には、土地が私的財産という意識が非常に強うございまして、公共財産だという観点はございませぬ。ところが、ドイツ連邦の土壌保全法は、あらゆる人間に対して有害な土壌変更を引き起こすようなことはしてはならないと

いうふうな義務づけをしております。義務化しているわけですね。土壌環境の悪化を防止しようというふうになっておりまして、廃棄物処理法につきましては、土壌や地下水は公共の福祉の一要素として保全しなければならない、こういう規定があるわけです。

そこで、大臣に伺うわけですが、日本でも土壌汚染調査が望まれる事業所が、日本全体で約九十二万八千カ所というふうに推定されているわけですよ。ですから、土壌汚染から人の健康や生活環境を守っていく立場から、公共性の観点に立っていただいて、その観点をはっきり示していくという必要があるのではなからうか、こう思うわけですね。

ですから、公共の福祉の観点から、負の遺産を早急に汚染対策をすると同時に、新たな土壌汚染の発生を未然に防止するという観点が必要ではないかというふうに私は考えますが、大臣はいかがお考えですか。

○大木国務大臣 非常に負の遺産ということをお強調いただいたわけでございますし、確かに、いろいろな経済活動等々から、負の遺産というように考え方に当たるもの、そういった範疇に入るものが出てきていることは確かだと思えます。

ただ、日本におきまして、土地というのは非常に大事な私有財産であって、経済活動の中心になっているというところもこれもまた否定できないところでございますから、これはやはりあくまでケース・バイ・ケースに考えて、守るべき公益と申しますか、環境面での公益、あるいは私有財産あるいは私的な活動というものをきちっと維持させるという公益、両方のバランスを考えながら、しかし、私どもとしては、やはり環境省の立場からは、十分に環境のことも考えながらそういったバランスを考えてまいりたいと思っております。

○藤本委員 これで終わります。

○大石委員長 原陽子さん。

○原委員 社会民主党の原陽子です。

本日最後の質疑になりました、午前中からの質

問と重なるところもたくさんあると思いますが、よろしくお願いいたします。

まず一つ目には、特定有害物質について御質問させていただきます。

この法律の中では「政令で定める」というふうに書かれておりますが、政令で定める特定有害物質とはどのようなものを想定しておられるか、お願いたします。

○西尾政府参考人 本法案の第二条の政令で定めることとしたしております特定有害物質は、環境基本法に基づき、地下水等への溶出などの観点から定められております土壌の汚染に係る環境基準の対象物質、二十六項目がございしますが、これを想定いたしておるところでございます。

○原委員 土壌環境基準の二十七項目のうち二十六項目、それは銅を除くという、何か最初に御説明を受けたときと、ちよつと短かつたかなと思つて、ちよつと確認させていただきます。

土壌環境基準の二十七項目のうち銅を除く二十六項目で、直接暴露リスクのある重金属九項目については含有基準を定めていく、地下水汚染のリスクがあるものは、重金属のほか揮発性有機化合物を含む溶出基準を二十六項目について設けるという事前の御説明をいただいたのですが、こういうことで間違いはないでしょうか。済みません。

○西尾政府参考人 失礼いたしました。

先生御指摘のとおりのことを考えております。銅は農作物とか人の健康に直結しておりますので、それを除きました二十六項目を念頭に置いておりまして、これは溶出をする基準ということを考えます。

それからもう一つは、直接暴露ということがございます。これは、クロムでありますとか砒素でありますとか、そうした重金属が九物質ございまして、そのようなものにつきましては、直接暴露というものを考えまして、含有基準を定めていかなきゃいけません。

いずれにしても、これは物としては含まれますので、二十六のものにつきまして特定物質という

ことで定めていきたいというふうに考えております。

○原委員 そこで、午前中、たしか奥田委員からの質問だったと思うのですが、アメリカの同様の対策では千八種類想定している、こういう特定有害物質について。

午前中からこのことについては何度か議論があったと思いますので、私は、ぜひ、政令で定める際にパブリックコメントというものをやっていくべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○西尾政府参考人 規制の制定、改廃に当たりまして、広く国民等に対して案を示しまして意見をいただくパブリックコメントというところを行っていくべきでございます。本法案二条の政令に基づき特定物質を定める等の場合も、こういう事例に当たるものだというふうに考えております。

○原委員 では、広く国民の意見を聞くという立場で、パブリックコメントをぜひ実施していただきたいと思えます。

次に、法律の目的に関してなのですが、これはもう多分皆さんおっしゃったことだと思います。法律の目的に汚染の未然防止が書かれていないという批判がたくさん出ておるかと思えます。

未然防止については、水質汚濁法で手当てというか担保されていると何度か御説明をなさつてきたようですが、水質汚濁防止法には、「公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り」とありますが、例えば未然防止の部分で、地下水に関係なく直接暴露によるリスクがあるような汚染についてはどのように防止をされていくおつもりでしょうか。

○西尾政府参考人 土壌汚染の未然防止ということのお尋ねでございますが、土壌汚染が起きますとテイビカルな経路ということを考えましたときに、通常は水質を通じて排水をしていく、そういうものがどこかを汚していく、あるいは直接地中にしみ込ませる、これは禁止されておるわけですが、そういうことをするということで汚されてい

くというものがかなり多いと思っております。

ただ、そのほかのケースもそれはあり得るわけでございまして、それは、廃棄物としてそのまま捨てる、これは廃棄物処理法で対処している。また、これは、大気、そういうようなものを通じていくものもあるかも知れませんが、これは大気汚染防止法で防ぐ。さらに言えば、そういう化学物質のうち特に危険なものにつきましては化学物質法というふうなもので規制をしているということで、土壌に行く主要な経路が各種の未然防止のための規制法で遮断されておることにおきまして、未然防止が図られている。

そういう面では、先ほどの直接暴露というの、廃棄物として捨てるとか、そういうところはしかるべき法律の規制があるというふうに考えている次第でございます。

○原委員 さまざまな法律でいろいろ防止をしていくということだと思えますが、先ほど大臣、未然防止については意識はしているという御答弁が午前中あったかと思うので、未然防止とここには書かれていませんが、未然防止の考え方というのは私はやはりぜひ徹底していったきたいなというふうに思っております。

もう一つ、先ほどの藤本さんの御質問の中で大臣のお答えだったと思うのですが、生態系のことについて藤本さんが御質問なさつたと思えます。そのときの大臣の御答弁が、全部覚えていないのですが、生態系が入ってしまうと何やらかんちゃんという感じで、全部覚えていないと済みません、ちよつと消極的な御答弁だったと思えます。

私、本日に今さっきもらった、環境省が出している、生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会が出している中で、ちゃんと書かれているのですよ。「我が国の化学物質審査規制法ではもっぱら人の健康の保護の観点から審査・規制が行われているが、諸外国の制度では人の健康と環境生態系の両者の保護を目的として審査・規制が行われており、我が国においても生態系保全のため

の取組強化が必要との指摘がなされている。」と、環境省に設置されているこの検討会の中で、しっかりとこういうふうなことが書かれております。ぜひ私、もう一度同じことになるかもしれないせん、大臣にお聞きをしたいのですが、土壌汚染対策でも、やはり人の健康だけではなくて、生態系というものも私は視野に入れていくべきだと思いますので、先ほどよりももう少しと積極的な御答弁をいただきたいと思つて、再度質問させていただきます。

○大木国務大臣 今御質問の中にありました生態系保全に関する検討会というのが環境省にあることは確かでございます。いろいろと勉強しております。

生態系の保全ということが非常に大事だということ、環境政策全体の中ではそれは全くそのとおりでございます。またこれを否定するものではございません。

ただ、藤木先生のようにも申し上げたのですけれども、今たまたま審議いただいております法案というのが、土壌の汚染ということを中心にして、しかもその目的としては、人間の健康に対する影響ということを中心にして、とりあえずです、とりあえずしておりますので、いろいろと余りたくさん並べて、それと同じ人間に対する影響というのと並列的に、同格と言ふ言葉は悪いかもしれませんが、今すぐに生態系の保全ということも並べてやり出すということになると、なかなかそれは、やはり限られた予算なり限られた人員の中で、行政の中でどこまでプライオリティーをつけるかということ、ですから、これは、あくまでこの法律との関係でいいますと、生態系の保全というのは、今後勉強はいたしますけれども、今すぐどこまでプライオリティーをつけ得るかなんかということについては、私として今ちょっとまだすぐには申し上げられないということをお願いいたします。

しかし、環境政策全体の中では、生態系の保全ということとは十分に今後も重視していかなければ

なりませんし、また土壌との関係でも、今後の科学的な知見によつてこういうことはきちっとしなきゃいかぬというふうなことが出てくれば、それはまたひとつ法律との関連で、あるいは政令なり省令なりというふうなことで補足もできるわけでありまして、それは決して後ろ向きにやるつもりはございません。

○原委員 本日に環境政策全般にこの生態系保全という考え方を私も入れていただきたいと思ひますし、やはり国民の関心も、人間の健康被害よりも、もしかしたらこういう化学物質とかというのは生態系への影響が大きいんじゃないかという形で意識も高まってきておると思ひますし、大臣、とりあえずというふうにおっしゃつたので、私はぜひこういう考えが行く行くは入つていくということに期待をしたいと思ひますし、政令、省令等々で定めていけるということなので、これは本日に大臣のお力にかかってくるのだと思ひますので、ぜひよろしく、生態系ということも視野に入れて、さまざまな政策としてこの土壌汚染対策も考えていただきたいと思ひます。

次に、調査の契機のところなんですけれども、これもまた繰り返しの質問になつてしまつて申しわけないのですが、私もやはり、三条にあるたし書きについては削除をすべきだというのが私の第一の考えです。

何しろ工場の廃止というのは、そんなにたくさんあるものではないというふうには私に考えております。過去の地歴がわからない場合というのもあるし、気づかないリスクというのもあると思ひます。それなので、ぜひたし書きはまず排除していただきたいというのと、あと、工場等の廃止を契機にして、やはり一度は義務的に調査をすべきだと思ひます。調査にはそんなに費用もかからないというふうな話も午前中にあつたので、ぜひ義務的に一度は調査をするということを入れていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○西尾政府参考人 三条の調査の契機でございま

すけれども、これは中環審あるいはそれを先立つ検討会で、まず最初は、ラフに考えておりましたときは、工場、事業場というものを用途変更して住宅とか商店とかいうものにしていくときには、リスクが非常に高いので、そういうときに調査をするのだというふうにまず考えました。

その後、法文化するに当たりまして、もつとそれを正確につかもうということにございまして、工場、事業場といつても、こういう土壌汚染を起こすようなそういう物質を扱っている工場、事業場というものをきちんと把握しようということになりますと、実は、一番そういうことできちんと把握ができますのは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設というのが一番、都道府県にも届け出がございまして、きちんと把握ができます。しかも、こういう心配のある物質を扱っているというところでございまして、こういう施設を廃止して工場をやめるときというのが普通は多いわけにございまして、そういうときに調査をするということにいたしましたわけなんです。

ただ、工場等の中の操業の仕方、機械の置き方、ラインの組み方というのは、それは変わる場合もございまして。こういう施設に当たらないけれども、そのまま工場として、事実、その施設以外のところはもうほとんど従前と変わらなく操業しているようなケースがございまして。それは、従来の趣旨に戻れば、そういう工場、事業場が廃止をして用途を変更するような場合に調査をさせるということにございまして、三条たし書きによりまして、その施設をやめたからというふうなことだけで調査をさせるということではなくて、そういう工場等が廃止をされるようなことになつて初めてやらせるというふうなことで、三条たし書きを設けたものでございまして。

○原委員 何かわかつたようなわからないような御答弁だったので、やはり調べてみたいと思ひから、これは多いと思ひるので、この調査の契機、やはり機会をふやしていくべきだとも思ひます。

もう一つ、調査の契機のお聞きをしたのですが、今回は都道府県知事が調査をしなさいということをお願いするんですね、怪しいとか危ないと思つたところに。

それで、一つ聞きたいのは、例えば住民が自分の住んでいる近くから何か嫌なにおいがするとか、何かちよつと汚染されているなと思つたときに、その住民の声というものはどういうふうな反映されたり、住民の声にはこの対策法はどのようにこたえていくのでしょうか。

○西尾政府参考人 まず、法律によりまして都道府県知事が義務的にといいますかシステムとしてやらなければいけないことと、それから、実際に環境保全の立場からやっていたらいいだろうということ整理する必要があると思ひます。

この法律の見地からいいますれば、やはり調査命令をかけるというのは、一定の健康被害を及ぼすようなおそれがある場合というふうなことにつきまして、客観的にそういう状況であるときにかけるということだと思ひます。

ただしながら、都道府県におきまして、あるいは、環境問題というのはやはり住民のいろいろな声を聞いて、そういう声があれば実際に都道府県も、そういう心配が本にあるのかないのかということについては常々目配りをしていただくべきものでございまして、そういう声があつた場合に、そういう調査命令を行わなきゃいけないような事態に当たっているのかないのかというふうなことについては、真摯に検討をしていただく。もし当たつていけば、それはこの法律に基づいて調査命令等を適切に実施していただくということになるべきものだというふうな思ひます。

○原委員 ぜひ、環境行政というものは住民とすごく近いところにあるものだと思うので、そうした住民の調べてほしいなという声にもしっかりと行政側、自治体側が、この法律にははつきりとは書かれていませんが、こたえていけるような仕組み

みをとっていただきたいし、そして、自治体に徹底をしてほしい。そういう住民の声にはしっかりとこたえなさいよという、そうした周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

もう少し調査のところに聞いて聞かせてください。

環境省による「今後の土壌環境保全対策の在り方に対する考え方の取りまとめ案」によれば、操業中の工場や事業所の敷地であっても調査を行い得るものというふうにこの取りまとめ案には書いてあります。この土壌汚染の法案もこの考え方で運用されるということでは間違いはないでしょう。

○西尾政府参考人 この法律におきましては、ある要件に当たれば自動的に調査をしなければならぬという規定にしていますのが三条で、これは工場、事業場等を廃止する場合でございます。しかしながら、四条におきまして、地下水モニタリング等を通じてその汚染の危険があったて、人への被害のおそれがあるというような場合には、四条で命令をできるわけでございます。

したがって、この取りまとめ案、先生今引用されました取りまとめ案で、操業中の工場、事業場ではあっても、周辺で地下水の汚染が発見されたような場合につきましては適切にその調査を行わせることができるという規定は、この四条の規定により行えるものというふうに考えております。

○原委員 それでは、工場の建てかえるときで汚染が考えられるときでも、この四条で措置をできるということではないでしょうか。

○西尾政府参考人 四条の調査命令の規定は、周辺で地下水の汚染が発見されて人の健康被害のおそれがある場合でありますとか、これに匹敵するような何らかのおそれがあるときには、工場の建てかえとかそういうことにかかわりなく、それは調査命令をかけていくことになると思います。

一方、そういうことがないときは、ただ建てか

えているだけでありますとかあるいは持ち主がかわっているということだけでは、環境リスクが高まっているということにはならないと思いますので、そのときに必ず調査命令を発するということではないというふうに考えております。

○原委員 それでは、次の質問なんです、次はちよつと基地のことについて聞かせてください。

二〇〇〇年の九月十一日に出た「環境原則に関する共同発表」によると、管理基準の中で、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択することを基本として作成される日本環境管理基準に従って行われると書かれてあります。土壌の環境基準に関しては、この日本環境管理基準ではどのようになっているのでしょうか。例えば日本よりアメリカの対策法がすぐれている場合、米軍基地の中ではそのような扱いになるのでしょうか。

○西尾政府参考人 先生御指摘の日本環境管理基準、JEGSにおきましては、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するという基本的考え方により、その内容が定められております。

しかしながら、現行のJEGSにおきましては、米軍側におきまして、有害物質による汚染の防止や適切な管理、処分についての規範というものが盛り込まれておるわけでございますけれども、私どもの方の土壌汚染制度ができておりませんので、それに相当する規定はないわけでございまして、ですので、今後、私どもの土壌汚染制度ができました場合には、これは米軍に働きかけまして、JEGSに何らかの形で反映させていただいて、私どもの土壌汚染制度も反映した形で取り組みがなされるというふうにしていただく必要があるんだと考えております。

いずれにしても、こういう土壌汚染問題が発生いたしました場合には、環境分科委員会の枠組みを通じて両国で協議をいたしておりますので、その中できちんと解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

○原委員 では、今のところ、この土壌の環境基準に関してはまだできていないということだそう

なのですが、今回、土壌対策の基本法ができますので、なるべく早目に、この土壌に関して日本環境管理基準というものをつくっていただきたいと思ひます。

次に、埋立地のことについて質問をさせていただきます。

去年の二月二十七日の環境委員会で、和歌山市の埋立地に埋め立てられた廃棄物に関する質問を私させていただきます。内容は、住友金属が廃棄物を埋め立てた埋立地に、関西電力がLNGの発電所を建設するために調査をしたら、ダイオキシン等の土壌環境基準の十八倍が検出されたという事例です。そのときに、環境省の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が、「現在は埋め立てが完了して閉鎖され、土地として登記されている状態にある」跡地を利用するに際して、その土地を掘削したり攪乱するというふうなことをしたときに、また新たな環境汚染を生じるのではないかと述べておられます。また、埋立行為が終わった状態で「一般の土壌というふうな、土地というふうな認定されるような状況になれば、これは土地として土壌の環境基準がかかるわけでございます」とも述べられております。

このような廃棄物などを含む埋立地だったところに例えば住宅などが建つ場合は、土壌の環境基準というものが適用され、調査の契機となると考えて間違いないでしょうか。

○西尾政府参考人 埋立地の埋め立て中は、まだ土地ではない。埋立地の跡地というものは、埋立地ができ上がりました、こういう状態の中におきまして、引き続き一般環境から区別されているものにつきましては、土壌環境基準は適用されないと思ひます。

しかしながら、今答弁を引用いただきましたように、そういう埋立跡地につきまして、住宅の建設が行われる等、通常の土地として利用がされているというようなことになってきた場合におきまして、埋立跡地は、遮水工とかそういうことで環境対策はなされていると思ひますけれども、そう

いうものが破損等により機能を損なうような、そういう利用がされるということが出てくる可能性がございます。そういう場合には土壌環境基準が適用されることとなるというふうに答弁申し上げたいと思ひます。

したがって、そういうような状態になりますれば、もしくはそこで汚染の可能性が高い、あるいはそれが健康被害のおそれが生じる可能性があるというようなことがありますが、この法案の調査命令の対象となり得る可能性のある土地として扱うことになるというふうに思ひます。

○原委員 埋立地だったところを、例えばそれが住宅にならなくても、掘ったりとかすると、何が出てくるかわからないと思うんですね。それなので、例えば、この埋立地だったところを、住宅じやなくても工場でもプラントでもいいんですけれども、何か建てる、掘ったり攪乱したりするのではないかと、調査というものを義務づけるべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○西尾政府参考人 四条一項の調査命令は、汚染の可能性が高くて、汚染があるとすれば健康被害のおそれがあるような土地に対して行われるものでございまして、やはり具体的なケースを見る必要があると思ひます。

ですので、埋立地で周辺に全く住居も何もない、そこで何らかの工作物をつくったり若干の造作をするといったような場合で、現実に周辺住民等への健康被害のおそれがないというような場合であれば、これは調査命令の対象にならないというふうに考えております。

○原委員 では、次の質問です。

埋立地とかというものは大体廃棄物処理法で規制されているということもわかりますが、一つ、例えば、これは埋立地じゃなくても、海の近くの土壌で何か汚染が発見された場合に、海に有害なもの流れれていく可能性というものも考えられると思ひます。

そこで、海に近い土壌に汚染が見つかった場合に、近くの海水域への汚染についても調べるとい

ようなお考えはおありでしょうか。

○西尾政府参考人 余りケースとしてよいケースをなかなか想定しにくいものですから、具体的なお答えにはならないかもわかりませんが、物の考え方を申し上げますと、この土壌汚染対策をするという事は、またこれは次には地下水汚染につながるっていく、そういう地下水汚染を防いでいくということになります。そのためにあるわけでございます。

その地下水汚染で、どういうことを守らなければいけないかというのは、一番大事なのは、飲用の、人が飲む井戸の水質を守るということではございますが、それだけではございませんで、地下水の汚染を通じて公共用水域の汚染が起こるというような場合も、それは保全する対象に入っております。

そういうことになりますと、公共用水域、河川だけではなくて近いところの海域、湾口というところなども観念的には入ると思っておりますので、したがって、汚染の実態に応じまして、何か非常に重篤な汚染があるというようなことであれば、そういうところまで視野に入れる必要があると思っております。

○原委員 汚染というのはいろいろな個々の事例がたくさんあると思いますが、例えば、食物連鎖によって、陸の中で起こっているそういう汚染が北極の方にいるような動物にまで回っているというような実態がありますね。それなので、いろいろな状態というものが考えられると思います。なるべく地球環境というものも視野に入れて汚染対策というものをしていっていただきたいと思ひます。

次は、調査機関の指定についてですが、調査機関の指定の基準は環境省令で定められると書かれています。これはあくまで不良業者を振り落とすものであるというふうに考えてよろしいでしょうか。だから、特定の人たちだけを指定するのではなくて、不良業者を落とすというふうな考えでよろしいでしょうか。

○西尾政府参考人 この調査機関の指定におきましては、土壌汚染の調査を行う技術的能力を有する者を幅広く指定していくということでございます。まして、特定の人の特権的に指定しようという考えは全く持っておりません。そういう面では、この規定の効果は、御指摘のように、不適当な業者を排除する最後の担保手段、こういう形になろうかと思っております。したがって、実際に現在いろいろ調査の実績のあるようなすぐれた検査機関、これらの申請に基づきまして広く指定していくということに相なろうと思っております。

○原委員 次は、指定区域の公示についてお聞きをします。

公示内容、これも環境省令で、いろいろなものが省令で決められると思うのですが、環境省令で定めることになっていきます。対策が適当かどうかというものを第三者的にちゃんと判断する材料となるように、この公示の内容に、汚染物質、汚染の濃度、そして土壌の量、汚染分布図などいろいろなものを含めていくべきだと考えています。が、どのような公示内容というものを今お考えになっていくのでしょうか。

○西尾政府参考人 指定地域に関します情報の公示、公開の問題でございますけれども、これは二つに分けて考えてございまして、公示行為につきましては、各自自治体の公告式の中でスムーズにできる必要がありますので、この法律でも指定区域の公示はその旨を行うということでございまして、基本的にはそういうものを、指定区域を指定した、それはどういふところの所在地だということのみを示すことになると思ひます。

しかしながら、その土地でどういふ汚染物質があったんだ、その汚染物質の種類でございまして濃度でありますとか、そういう情報というものを盛り込んで公開する必要があると思います。それにつきましては、台帳の方に記載をするということに相なろうと思ひます。したがって、台帳の記載事項につきましては、そのようなことを念頭に定めていくということになろうと思っております。

ります。

○原委員 いろいろな情報をやはり公開するといふことが必要になってくると思ひます。ぜひこの公示の内容というものは、より詳しくというか、よりたくさん内容が書かれるべきだと思ひます。例えば、これは各自自治体に任せられると思うのですが、インターネットでの公示を、公開をしていくというふうなことも視野に入れていくべきだと思ひます。

次に、先ほど出た台帳について質問させていただきます。

閲覧を拒める正当な理由というふうにはこの台帳のところには書いてありますが、閲覧を拒める正当な理由とはどのようなものでしょうか。

○西尾政府参考人 台帳の整備、編集などで物理的に閲覧をさせることができないといったような限定的な理由のときだけが閲覧を拒める正当な理由であるというふうには考えております。

○原委員 台帳が整理中だからちょっと今見せられないというのであれば、それは別にわざわざ法律の中に拒める正当な理由というふうな形で書く必要はないんじゃないかなというふうに私も思ひますので、ちょっとどう思われますか。そういう理由であれば、このようなただし書きは要らないと私は思ひますが。

○西尾政府参考人 私人の土地を台帳に掲げまして、それを閲覧するといったような場合の立法例が幾つかございまして、その立法例におきまして幾つかの多くのものが全くこれと同じ、「正当な理由がなければ、これを拒むことができない」というふうには書いております。

したがって、こういう立法例に倣って書いておくということになりますれば、その解釈として、基本的にはこれはもう拒むことはなく閲覧をさせるものだという解釈になるのではないかとこのように思っておりますので、立法上の整理ということで御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○原委員 そうであれば、そういう法律を変える

というか見直すということも大きくは考えられるのかなと思ひたりもしています。

対策が完了したとしても、台帳から削除をするということになっていくと思うんですが、私は削除をする必要もないと思ひていて、むしろ土地の地歴として、ある意味永久に、土地が変わっていくなんという事はそうばんばんあるわけではないので、そうした対策、どんな対策をしたかという事は永久的に私は地歴として残しておくべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○西尾政府参考人 指定区域台帳の持ちます効果は、基準を超える土壌汚染が存在する土地の情報を記載するということになります。この法律の体系の中で考えますと、そういう台帳に載っております土地は、土地形質の変更をするときに一定の制限がかかるという法律上の効果を持つておるわけでございます。したがって、これを浄化までやりますと、基準をクリアするところまでやりますと、そういう制限がかからないというところに相なります。したがって、台帳に載せてそういう制限がかかるという法律上の効果がありませんので、台帳からは削除するということが制度としては通常の考えだと思ひております。

もう一つ、今、情報公開の見地というのは、これはある面では一つ別途のことでございますが、各都道府県ごとで指定を解除した、そういうときには指定解除の公示もしていただきますし、その公示をした文書でございまして、解除に係るそれぞれの関係文書というのは、それぞれの都道府県の文書管理、情報公開のルールで行われますので、これにつきましては、この法律で一律に定めるといふことはなくて、それぞれの都道府県の情報公開のルールに従ってやりいただくのが適当ではないかというふうに考えております。

○原委員 次に、登記簿のことについて質問をさせていただきます。

先ほど、午前中、西尾委員の質問の中に、登記簿にもこうした指定区域の内容というものは載せたいんじゃないかという御質問があったと思

います。そのときには環境省の方がお答えになったので、きょうは法務省の方にきていただいているので、土地取引の際の重要な情報になるので、登記簿への記載も私もやはり義務づけていくべきだというふうに思うのですが、同じ質問ですが、法務省の方にお答えを願いたいと思います。

○房村政府参考人 お答えいたします。

登記簿、特に土地に関する登記簿の役割ですが、これは土地の所在、それからその地目などのような土地を特定する情報と、それからその土地に関する権利関係、所有者がだれであるというように、あるいは抵当権、地上権等が設定されているかどうかというような権利関係、これを公示するという、そのことによって土地についての取引の安全に資する、そういう目的で行われております。

御指摘のように、指定区域であるとかあるいは例えば都市計画区域のどのような区域に該当するかというような、土地について行政的な規制が土地取引にとって相当大きな意味があるのは、御指摘のとおりだと思っておりますが、そのような行政規制を公示するという機能は、本来登記簿に期待されていなくても、従来からやっていないということになっております。

○原委員 繰り返しますが、縦割り行政ということとを私と同じく述べさせていただきたいと思えます。登記簿と台帳、二つ手に入れたら、やはり手間がかかると思うんですね、入手する方としては、ですから、できないというお答えだったんです、そういうことは書かれていないということだったんですが、こういうことも考えていただきたいと思います。

余り時間がないので、厚生労働省の方に一つ質問させていただきます。

いろいろな土壌の対策をしていくに当たって、汚染された土壌を浄化していくわけですね。その作業員とか従業員の健康を守るためにどのような対策がとられていくべきだとお考えになつていくでしょうか。

○播政府参考人 お答え申し上げます。

土壌の汚染を取り除くという非常に大事な仕事でございますけれども、それに直接当たる労働者の健康が損なわれることがあつては決してならぬと私どもも考えてございます。

健康障害を生ずることがないための対策として、内容としては、汚染土壌の飛散の防止のための措置とか労働者の安全衛生教育などが内容になるかと思いますが、実際に作業に当たられる労働者あるいは事業主の方にわかりやすく徹底するように、一元的にそれらの措置が及ぶような工夫を、厚生労働省としても、環境省と今後ともよく連携をとりつつ、一元的にそのような規制があるいは措置が及ぶような工夫をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○原委員 では、もうちょっといろいろ質問をしたいのですが、最後に、せっかく防衛施設庁の方に来ていただいているので、御質問させていただきます。

北谷町のタールが見つかったという汚染がありましたね、米軍の跡地から。その経過をちょっと御説明ください。簡単にいいです。

○大古政府参考人 防衛施設庁の方からお答えいたします。

御質問の点につきましては、昭和五十六年の十二月に返還になりましたキャンプ瑞慶覧のメイモスカラ射撃場地区、この跡地の建設工事現場におきまして、一月二十九日でございますけれども、ドラム缶及びタール状物質の流出が見つかりました。

北谷町の方で、二月上旬におきまして百五十本のドラム缶及びその他汚染土壌等を撤去いたしました。現在、撤去作業を行った業者に適切に保管されているという状況でございます。

並行して、沖縄県の方でこの成分の調査をいたしましたけれども、いわゆる環境基準を上回る物質は検出されていない、当該タール状物質による周辺環境への影響はほとんどないということと

報告されております。

この間、当庁におきましては、米軍に返還当時の施設の使用状況について問い合わせを行う等、原因の究明に向けて努力するとともに、現場の状況を改善することが最優先だと考えまして、北谷町、沖縄県等と協力いたしまして、事態の早期解決に向けて努力してきたところでございます。

ただ、原因者の問題につきましては、返還から二十年以上たつておりまして、米軍の方も資料が残存しないということでありまして、原因者の特定には至っていない状況でございます。

○原委員 私がここで聞きたかったのは、つまり今回、タールとは油ですね。油で、そこには要するにいわゆる環境基準に定められている有害物質を上回るものは見つからなかっただけども、でも、油というのは、生活環境というか、そこにあるとやはり気持ち悪いですね、油がそこにあるというのは。そういう意味から、やはり自主的に対策をとったわけですね。

今回、この土壌の汚染には油というものが含まれていない。もちろん、油が人間の健康に有害か無害かとかということはすごく難しいとは思いますが、やはりそこにあつて嫌なものとしては、同様に対策を防衛施設庁ではとられたわけですから、環境省としても、油というものもこれからはやはり考慮に入れていただきたいと思います。この点で、どうでしょう。大臣、最後に。

○大木国務大臣 今のところ、これは土壌についての法案で、主として水がいろいろと浸透するところ、そこには主眼が置かれていますけれども、油も、それはもちろん、これから具体的にどんなとそういうことがあちこちで出てくれば考えなきゃいけないわけですから、これは、実際のそういうケースが出てくるかどうか、それからまた、油と土壌の汚染の関係についてどういう知見が得られるかというようなことを十分、またたくさんケースがあれば、たくさんというよりも、とにかくそういうケースが今後出てくる状況に対応いたしまして、また前向きに検討させていただきます。

きたいと思ひます。

○原委員 質問の時間が終わつたので終わらせていただきますが、もちろん、油というものも常識の範囲だと思ふんですね、汚染というか、気持ち悪いというもので、ですから、ぜひ対策を考えていただきたいと思います。

私、今回質問をさせていただいて、いろいろな質疑も聞いていてちよつと思つたことがあつて、例えば化学物質の製造の段階では化審法がかつていて、未然の防止のところでは水濁法で、今度、対策になると廃棄物処理法とか土壌の汚染法となつていくという、物質は一つ一緒なのに、すごく縦割りだなということを感じました。

質疑をしてもちよつと混乱をしたりもするので、これから、行く行く絶対に総合的な対策というものが、総合的というのか包括的な対策が必要になつてくると思ひますので、縦割り行政というものではなく、環境省の中でも法律が個々に分かれていてというのはなくて、一つの大きなものとしていろいろな対策というものをとっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしますというところをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○大石委員長 次回は、来る四月二日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時二十二分散會

平成十四年四月十二日印刷

平成十四年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K